

商品別輸入販売 法規ガイド

～キッチン用品～
2014



mipro

はじめに

輸入品に関わる法令等は、輸入する際の規制だけでなく、国内で流通し、販売し、使用され、廃棄やリサイクルされるまでの様々な時点に関わるものも含めるとかなりの数になります。事業者の方々が輸入販売ビジネスを進める上で、法令遵守を徹底することが不可欠ですが、これらの法令を読んでも複雑で、事業者にとってなかなかわかりにくいというのが現状です。

当会では、製品を輸入する際、販売する際、そして販売後にどのような規制がかかるのか、どのような行政上の手続きや商品への表示、事業者としての対応等が必要なのかについて、商品別にわかりやすく解説する「商品別輸入販売法規ガイド」シリーズを作成しています。

今年度は、2010年に発行した「キッチン用品」編について、法改正、関税率、問合せ先、参考URL等の情報を更新したほか、内容を一部見直しました。

本書が、これから輸入販売ビジネスをはじめ事業者や起業家の方々のみならず、貿易関連の情報を提供しておられる諸機関においてご活用いただければ幸いです。

なお法令・手続き等につきましては内外の社会・経済情勢に応じて頻繁に改正・変更がありますので、最新情報について所轄官庁、関連機関等でご確認していただくをお願い申し上げます。

2014年2月

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）

目次

1 なべ・フライパン	4
1. 輸入時の規制	4
(1) 食品衛生法	4
2. 販売時の規制	7
(1) 食品衛生法	7
(2) 家庭用品品質表示法	8
(3) 不当景品類及び不当表示防止法	9
(4) 消費生活用製品安全法	10
(5) 電気用品安全法	11
(6) 自治体条例に基づく品質等の保証表示	11
(7) 工業標準化法の JIS マーク	12
(8) 製品安全協会の SG マーク	12
(9) 資源有効利用促進法の識別マーク	12
(10) 容器包装リサイクル法	13
(11) 特定商取引法	13
(12) 不正競争防止法	14
(13) nite の事故情報収集制度	15
3. 関税制度	15
4. 関連団体	17
2 陶磁器製・ガラス製食器	18
1. 輸入時の規制	18
(1) 食品衛生法	18
2. 販売時の規制	21
(1) 食品衛生法	21
(2) 家庭用品品質表示法	22
(3) 不当景品類及び不当表示防止法	23
(4) 工業標準化法の JIS マーク	24
(5) 資源有効利用促進法の識別マーク	24
(6) 容器包装リサイクル法	25
(7) 特定商取引法	25
(8) 不正競争防止法	26
(9) 消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度	26
(10) nite の事故情報収集制度	27
3. 関税制度	27
4. 関連団体	29
3 カトラリー・刃物	30
1. 輸入時の規制	30
(1) 食品衛生法	30
2. 販売時の規制	33
(1) 食品衛生法	34
(2) 家庭用品品質表示法	34
(3) 不当景品類及び不当表示防止法	35
(4) 資源有効利用促進法の識別マーク	36
(5) 容器包装リサイクル法	37
(6) 特定商取引法	37
(7) 不正競争防止法	38
(8) 消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度	38
(9) nite の事故情報収集制度	39
3. 関税制度	39
4. 関連団体	41

4 台所用洗剤 42

1. 輸入時の規制	42	(8) 洗剤等の成分情報開示自主基準	47
2. 販売時の規制	42	(9) 家庭用消費者製品における GHS ラベル表示	47
(1) 食品衛生法	43	(10) 資源有効利用促進法の識別マーク	48
(2) 家庭用品品質表示法	44	(11) 容器包装リサイクル法	48
(3) 計量法	45	(12) 特定商取引法	49
(4) 不当景品類及び不当表示防止法	45	(13) 不正競争防止法	50
(5) 自治体条例に基づく単価価格表示	46	3. 関税制度	50
(6) 工業標準化法の JIS マーク	47	4. 関連団体	52
(7) 飲食器用洗浄剤自主基準	47		

5 キッチンスケール 53

1. 輸入時の規制	53	(5) 容器包装リサイクル法	59
(1) 食品衛生法	53	(6) 特定商取引法	59
2. 販売時の規制	56	(7) 不正競争防止法	60
(1) 計量法	56	(8) nite の事故情報収集制度	60
(2) 食品衛生法	57	3. 関税制度	61
(3) 不当景品類及び不当表示防止法	57	4. 関連団体	62
(4) 資源有効利用促進法の識別マーク	58		

6 浄水器 63

1. 輸入時の規制	63	(8) 特定商取引法	71
(1) 食品衛生法	63	(9) 不正競争防止法	72
2. 販売時の規制	66	(10) 消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度	72
(1) 水道法	66	(11) nite の事故情報収集制度	73
(2) 食品衛生法	68	3. 関税制度	73
(3) 家庭用品品質表示法	68	4. 関連品目	74
(4) 不当景品類及び不当表示防止法	69	5. 関連団体	75
(5) 浄水器協会の適合マーク	70		
(6) 資源有効利用促進法の識別マーク	70		
(7) 容器包装リサイクル法	71		

7 キッチン家電 76

1. 輸入時の規制	76	(10) S マーク	89
(1) 食品衛生法	76	(11) 家電製品の警告表示	89
2. 販売時の規制	79	(12) 工業標準化法の JIS マーク	90
(1) 電気用品安全法	79	(13) 容器包装リサイクル法	90
(2) 食品衛生法	82	(14) 特定商取引法	90
(3) 不当景品類及び不当表示防止法	83	(15) 不正競争防止法	91
(4) 家庭用品品質表示法	84	(16) 消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度	91
(5) 電波法	85	(17) nite の事故情報収集制度	92
(6) 自治体条例に基づく品質等の保証表示	85	3. 関税制度	92
(7) エネルギーの使用の合理化に関する法律	85	4. 関連団体	93
(8) 家電リサイクル法	86		
(9) 資源有効利用促進法	87		

資料編 94

1. 器具・容器包装の規格基準	94	4. 厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口一覧	101
2. 検疫所の検査	100	5. 税関相談官 問合せ先	103
3. 手続きの迅速化・簡素化のための制度	100		

1

なべ・フライパン

ここでは、様々な材質（アルミニウム、ステンレス等の金属、陶磁器、耐熱ガラス等）の調理用なべ（圧力なべを含む）、フライパンを主な対象として述べます。

1. 輸入時の規制

なべ・フライパンを輸入する際には、「食品衛生法」の対象となる「器具（飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。）」（食品衛生法第4条）として規制を受けます。

なお有名ブランド品等の偽物や模倣品の輸入は関税法で禁止されているので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

【輸入者の責務】

食品衛生法第3条では、食品等事業者（器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人）の責任において、輸入する食品、器具等の安全性を確保するため、①食品衛生に関する知識や技術の習得、②原材料の安全性の確保、③自主検査の実施、④その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、⑤必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないことを定めています。

【輸入届出】

販売や営業上使用する（展示会や街頭等で不特定または多数の人に無償配布するなどを含む）目的で器具を輸入する場合、食品衛生法第27条により、輸入者に対しそのつど検疫所に届出を行うことを義務づけています。輸入届出を行っていない器具を、国内で販売や営業上使用することはできません。

（注）国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らかな次のものは、届出が不要です。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などが土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内での検討のために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

ただし、輸入届出に該当しない貨物である旨の証明を税関に提示するため、検疫所に「確認願」（厚生労働省HPにて書式が掲載）を提出するように要求される場合があります。

【届出に必要な書類】

① 食品等輸入届出書（定められた書式）

輸入者の氏名・住所、品名、積込数量・重量、生産国、製造者及び製造所の名称と所在地、積込港、

器具の材質等、要求された項目についてすべて記入します。

届出書の入手と記載方法

→厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

- ② 製造者が作成した資料で以下の内容を確認できるもの。商品のカラー写真、カタログ等
- ・品名（商品名、品番など）
 - ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
 - ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄
 - ・具体的な使用方法
 - ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面
- ③ 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

【届出方法】

輸入する貨物を保税状態で蔵置きしている場所（保税倉庫等）を管轄する検疫所の食品監視担当窓口へ、必要書類を提出します。提出時期は、原則として、輸入する貨物が日本に到着し、保税倉庫に搬入された後ですが、事前届出制度により、到着予定日の7日前から可能です。

受付時間については検疫所にご確認ください。

輸入食品監視支援システム「FAINS」によるオンラインの届出も可能ですが、予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要です。

【審査・検査】

届出を受けた検疫所では、有毒・有害物質を含有したり、付着していないか、食品衛生法の「器具・容器包装の規格基準」（食品、添加物等の規格基準〈厚生省告示第370号〉の第3に掲載）に適合していることを確認するために検査が必要か、などの審査を行います。

器具・容器包装の規格基準では、原材料のすべてに適用される「原材料一般の規格」、材質ごとに適用される「原材料の材質別規格」、「製造基準」などが定められており、器具の材質、形状等の違いにより適用される規格基準は異なります。

金属製のなべ・フライパンについては「原材料一般の規格」と「製造基準」に適合することが必要です。とくに食品に接触する部分について鉛とアンチモンの基準に適合するか、注意が必要です。

表面加工がほうろう引きの場合は「原材料の材質別規格—ほうろう引きの器具」、ふっ素樹脂塗膜加工の場合は「原材料の材質別規格—合成樹脂製器具の一般規格」に適合することが必要です。（参照 p. 96）

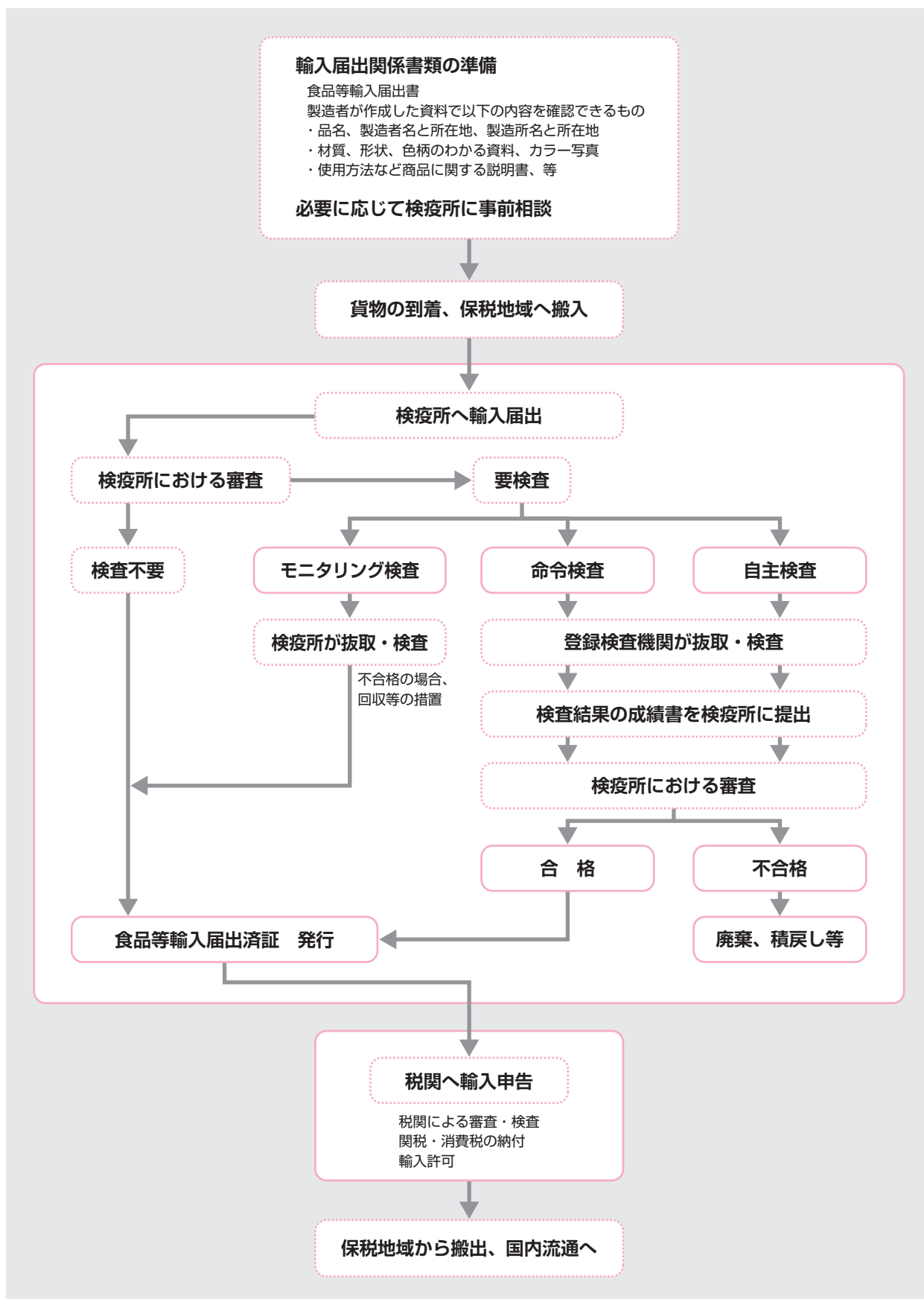
詳細については、器具の材質、形状、色柄等を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関にご相談ください。

検疫所より命令検査、自主検査（参照 p. 100）の指示を受けた場合は、登録検査機関に検査を依頼（有料）します。登録検査機関は、保税倉庫内貨物から試験品を採取・検査し、当該製品の試験成績書を発行します。

審査・検査の結果、食品衛生法に適合していると検疫所が判断した場合は届出済証が輸入者に返却され、税関における通関手続きに進めます。

なお、輸入届出については、手続きの簡素化・迅速化を目的としたいくつかの制度があるので、活用

食品用器具の輸入手続きの流れ



するとよいでしょう。(参照 p. 100)

■ 問合せ先

輸入する海空港を管轄する厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口および輸入相談窓口
(参照 p. 101)

■ 参考情報

厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

厚生労働省ホームページ「登録検査機関一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/index.html>

2. 販売時の規制

なべ・フライパンの販売に際しては、「食品衛生法」「家庭用品品質表示法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

家庭用圧力なべ・圧力がまの販売に際しては、「消費生活用製品安全法」のPSCマーク制度の規制を受けます。

電気による加熱燃焼器具付きの場合は、「電気用品安全法」の規制を受けます。

保証書を添付して販売する場合、自治体の消費生活条例により規制を受ける場合があります。

事業者の任意表示として、JISマーク、SGマークがあります。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防止法」の規制を受けます。

輸入した製品について重大製品事故の発生を知った場合は、「消費生活用製品安全法」の重大製品事故の報告・公表制度の規制を受けます。

なお知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

食品用の器具・容器包装については、食品衛生法第16条により、有毒なまたは有害な物質が含まれ、もしくは付着して人の健康を損なうおそれがあるものについて、その製造、輸入、販売等が禁止され、安

全性の確保が求められています。

また、第 18 条により、厚生労働大臣が器具・容器包装について規格基準を設けることができることとし、規格基準（厚生省告示第 370 号の「食品、添加物等の規格基準」の「第 3 器具及び容器包装」）に適合しないものの販売等を禁止しています。国内に流通する製品の安全性確保については、各自治体が管轄する専門の行政組織により監視・指導されています。

■問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL：03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

各自治体の食品衛生指導担当

(2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常で使用する家庭用品について、品質表示のあり方について定め、商品選択の目安、正しい使用方法をわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています。

「なべ（食物等を煮るための容器）」の販売に際しては、同法雑貨工業品品質表示規程の「なべ」で定められた事項を表示することが義務づけられています。

なべには多種多様なものがありますが、材質がアルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの、銅製のもので、容量が 10 リットル以下の加熱装置を有しないなべ（圧力なべを含む）に限って対象となります。

耐熱ガラス製なべについては、同法の「ほうけい酸ガラス製またはガラスセラミック製の食事用、食卓用または台所用の器具」として定められた事項の表示が義務づけられています。

輸入品の場合は、表示内容に責任が持てる国内の事業者（通常は輸入業者）が表示します。

なお、業務用を目的とした製品については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、業務用であっても、ホームセンター等で一般消費者に対して販売をする可能性がある製品については表示が必要となります。

【対象外となるもの】

- ・陶器製のもの。耐熱ガラス製のもの。鉄製でほうろう引き以外のもの。
- ・フライパン、中華なべ、すきやきなべ、ジンギスカンなべ、土なべなど用途が限定されるもの。
- ・容量が 10 リットルを超えるもの、および電気等による加熱装置を有する構造のもの

【表示方法】

表示は最小販売単位ごとに、定められた表示事項を、その包装、下げ札、ラベルの貼付または取扱説明書への記載等により、消費者に見やすい箇所にわかりやすく表示します。ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法（下げ札、ラベルの貼付、取扱説明書等）により表示します。

【表示事項】

- ・表面加工：その表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示。とくにその表面加工が定められた種類に属する場合は、「アルマイト」「ニッケルめっき」「錫めっき」「銀めっき」「ふっ素樹脂塗膜加工」「焼付け塗装」「ほうろう」という用語を用いてそれぞれ表示。

- ・材料の種類：本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に表示。
- ・寸法
- ・満水容量：縁までの容量をリットル単位で表示（許容範囲は、容量を表す数値の±5%）
- ・取扱い上の注意：「空だきしない旨」「使用後はよく洗って乾燥させる旨」などの事項を製品の品質に応じた適正に表示。
- ・表示者の「氏名または名称（会社にあつては登記名、個人は正式名称）」と「住所または電話番号」

（注）・表示事項、表示方法の詳細は、消費者庁ホームページの「製品別品質表示の手引き」「家庭用品品質表示法ガイドブック」を参照のこと。

・強化ガラス製なべぶたについては、ふた単独で販売する場合と、なべ等と共にセット販売する場合に、同法の雑貨工業品品質表示規程「強化ガラス製器具」に定める表示が必要です。

■ 問合せ先

消費者庁 表示対策課

TEL：03-3507-8800（代） <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL：03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

地方経済産業局 消費経済課製品安全室

■ 参考情報

消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成14年6月5日（平成15年8月29日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者

庁、平成 23 年 10 月 28 日（平成 24 年 5 月 9 日一部改定）

■ **問合せ先**

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800（代）
各都道府県の景品表示法担当

■ **参考情報**

消費者庁ホームページ 「不当景品類及び不当表示防止法」
<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

(4) 消費生活用製品安全法

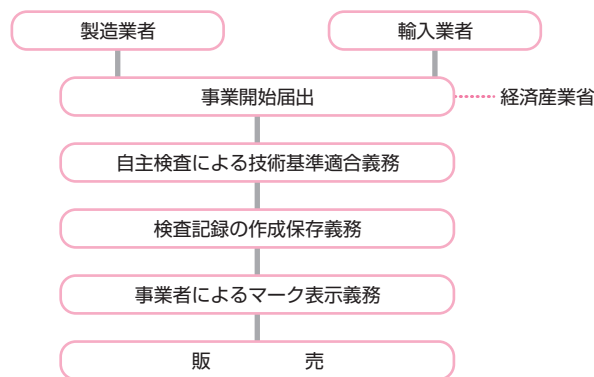
① PSC マーク表示 — 家庭用圧力なべ・圧力がま

同法では消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況からみて、一般消費者の生命、身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として指定しています。特定製品は国の定めた技術上の基準に適合した旨の PSC（Product Safety of Consumer Products の略）マークがないと販売できません。マークのない製品が流通した時は、国は製造・輸入事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積 10 リットル以下、ゲージ圧力 9.8 キロパスカル以上で使用するように設計したものに限り）」は特定製品に指定されています。特定製品の製造または輸入の事業を行う者は、予め事業を開始する旨を所轄の経済産業局長（事業所が複数地域にわたる場合は経済産業省本省）に届出ることが必要です。この際、事業者は被害者一人当たり 1 千万円以上かつ年間 3 千万円以上を限度額としててん補する損害賠償責任保険契約が必要です。届出事業者は製品ごとに定められた基準に適合していることを自社で検査を行い、その検査記録を作成して保存することが義務づけられています。

届出事業者は、適合を確認した製品に PSC マークを表示して、特定製品を販売することができます。

PSC マーク表示の手続き



【表示方法】

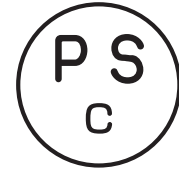
PSC マークは本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示します。

■ **問合せ先**

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL : 03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp>
各地方経済産業局 製品安全室

PSC マーク (特定製品)



■参考情報

経済産業省ホームページ 「消費生活用製品安全法」
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

② 重大製品事故の報告・公表制度

なべ・フライパンは、消費生活用製品安全法の定める「消費生活用製品」に該当します。輸入事業者は、自ら輸入した製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、これを一般消費者に適切に提供するよう努めなければなりません。

さらに輸入事業者は、輸入した製品について重大製品事故の発生を知ったときは、知ったときから10日以内に、当該製品の名称、型式、事故の内容、輸入した数量・販売した数量を消費者庁消費者安全課に報告しなければなりません。企業規模や企業形態を問わず、国内にある全ての消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、事故報告の義務を負います。

消費者庁は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、重大製品事故に係る製品の名称、型式、事故の内容等を記者発表やウェブサイトで一般消費者に公表します

一方、輸入事業者は事故原因を調査し、必要な場合は製品の回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

■重大製品事故の報告先・問合せ先

消費者庁 消費者安全課
TEL : 03-3507-9204 http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

(5) 電気用品安全法

電気による加熱燃焼器具付きの「電気なべ」は、電気用品安全法の定める「特定電気用品以外の電気用品」に該当します。輸入事業者は、事業の開始の日から30日以内に所轄の経済産業局長（複数にまたがる場合には経済産業大臣）に「電気用品輸入事業届出書」を提出しなければなりません。輸入事業者は、輸入する製品が経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認し、自主検査を行い、その検査記録を作成・保存し、製品には定められた表示（PSE マーク等）をしなければなりません。

■問合せ先

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課
TEL : 03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp>
各地方経済産業局 製品安全室

■参考情報

経済産業省ホームページ 「電気用品安全法」
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

(6) 自治体条例に基づく品質等の保証表示

耐久消費財を購入すると、多くの場合「保証書」が添付されていますが、保証書を添付するか、何をど

のような方法でどの程度保証するかなどの対応は事業者の任意となっています。保証に関する消費者の誤解やトラブルを防止するため、自治体が消費生活条例により、製品の品質・性能等の保証表示について規定している場合があります。当該自治体で対象品目（東京都の場合は、家庭用圧力なべ・圧力がまが対象）を販売する際は注意が必要です。

■**問合せ先**

各自治体の担当課

(7) 工業標準化法の JIS マーク（任意表示）

国に登録された認証機関からの認証を受け、該当 JIS に適合する旨を示す特別な表示として、JIS マークを製品又は包装等に表示できる制度です。なべに関する製品規格としては、アルミニウム板製品器物及び家庭用ほうろこ器物があります。

鋳工業品の JIS マーク



■**問合せ先**

経済産業省 産業技術環境局 認証課

TEL : 03-3501-9473 <http://www.meti.go.jp>

各地方経済産業局地域経済部 JIS 担当課

■**参考情報**

日本工業標準調査会ホームページ <http://www.jisc.go.jp>

(8) 製品安全協会の SG マーク（任意表示）

（一財）製品安全協会では、消費生活用製品のうち、構造、材質によっては危険を生ずるおそれがある製品に関する認定基準を定めています。事業者の任意の申請により、審査・検査でその基準に適合した製品には SG（Safety Goods）マークを表示することができます。家庭用の圧力なべ及び圧力がま、金属板製なべ、アルミニウム板製なべ、クッキングヒーター用調理器具は、SG マーク制度の認定対象製品になっています。

SG マーク



SG マークが表示された製品の欠陥により万一人身事故が発生した場合は、製品安全協会が調査・検討の上、被害者 1 人につき 1 億円を限度に賠償金が支払われます。

■**問合せ先**

一般財団法人 製品安全協会 業務グループ

TEL : 03-5808-3302 <http://www.sg-mark.org>

(9) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の識別マーク

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示（全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示）が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>識別表示について」

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyoo.org/>

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>

段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

(10) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(11) 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

一 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はあり

ません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることとなります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止
- ・ 行政処分・罰則
- ・ 契約の申込みの撤回または契約の解除
- ・ 事業者の行為の差止請求

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■問合せ先

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■参考情報

消費者庁ホームページ 「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

（12）不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等を認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■問合せ先

経済産業省 知的財産政策室 TEL：03-3501-3752

■参考情報

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護＞不正競争防止法」
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

(13) nite の事故情報収集制度（任意の情報提供）

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報の報告・公表制度」の対象とならない事故事例（製品事故のうち重大製品事故でないもの、製造・輸入事業者以外からの事故情報）については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報収集制度の中で情報収集することとし、全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」平成 20.09.17 商局第 1 号）を発し、協力を求めています。

製品事故の報告にあたっては、nite が定める様式に基づき、最寄りの nite 本部または支所へ速やか（目安として事故の発生を知った日から 10 日以内）に報告します。

■問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）
 製品安全センター 製品安全技術課 TEL：06-6942-1114
 フリーダイヤル FAX：0120-23-2529 E-mail：jiko@nite.go.jp

■参考情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）ホームページ「製品安全分野」
<http://www.jiko.nite.go.jp/>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額＝課税価格（商品代金＋保険料＋輸送料等）×関税率

消費税額＝（課税価格＋関税額）× 5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。関税率を知りたい場合は、「実行関税率表」（日本関税協会で年 1 回発行。また税関ホームページでも公表されている。）で調べることができます。

輸入する商品について、事前に関税分類や関税率を確認する場合は、税関に対して口頭・文書・Eメールで照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」を利用すると便利です。

■問合せ先（税関手続き全般）

税関相談官室（参照 p. 103）

■参考情報

税関ホームページ 「実行関税率表（輸入統計品目表）」

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

税関ホームページ 「輸出入通関手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

【特惠関税制度】

特惠関税制度は、開発途上国・地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国の輸出所得の増加と工業化の促進に寄与しようとする制度です。後発開発途上国（LDC:Least Developed Countries）からの輸入品については、特別特惠措置の適用を受け、関税率は一律無税とするなど、一層の優遇が図られています。

特惠関税制度の適用を受けるためには、原産国が特惠受益国または特別特惠受益国（LDC）に該当するか、輸入する品目の H.S.code とともに確認します。原則として、特惠受益国の税関または権限を有する商工会議所等が輸出者の申告により発給する「一般特惠制度原産地証明書様式 A（略して GSP（Generalized System of Preferences）:Form A）」が必要となります（有効期限は発給の日から 1 年）。

ただし、1 申告の課税価格の総額が 20 万円以下の物品、また物品の種類または形状によりその原産地が明らかであるとして税関長が別途定める品目については、原産地証明書の提出は必要ありません。

■参考情報

税関ホームページ 「特惠関税制度の概要」

<http://www.customs.go.jp/shiryo/tokkeikanzei/index.htm>

【経済連携協定の特惠関税】

日本が締結した経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の特惠税率を適用する場合には、各協定の原産地規則に基づき締約相手国の原産品であることを証明した原産地証明書を原則として輸入申告の際に提出する必要があります。（課税価格の総額が 20 万円以下の場合には不要）

■参考情報

税関ホームページ 「EPA における関税制度・通関手続き」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsudoku.htm

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■参考情報

ミプロホームページ 「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ 「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

なべ・フライパンの関税率

(2014年1月現在)

HS 番号	品 名	税 率					
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠	EPA
6911.10	磁器製の食卓用及び台所用品	3.4%		2.3%	無税		無税
6912.00	陶磁製の食卓用及び台所用品、その他のもの	3.4%		2.3%	無税		無税
7013	ガラス製品（食卓、台所、化粧、事務、室内装飾 その他これに類する用途に供するもの）						無税
10	－ガラスセラミックス製のもの 食卓又は台所用に供する種類のガラス製品	4.6%		3.1%	無税		
41	－鉛ガラス製のもの	5.8%		3.9%	無税		
42	－線膨張係数が温度0～300度までの範囲において1ケルビンにつき100万分の5以下のもの	5.8%		3.9%	無税		
49	－その他のもの	5.8%		3.9%	無税		
7323.91 ～99	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のもの）	無税		（無税）			無税
7418.10	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のもの）	無税		（無税）			無税
7615.10	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のもの）	無税		（無税）			無税

注1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注2) 税率は原則として、特惠税率、WTO協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特惠税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限り、WTO協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注3) 2014年1月現在、中国の「6911 磁器製の家庭用品及び化粧用品」「6912 陶磁製の家庭用品及び化粧用品」については、特惠関税の適用対象から除外されています。

注4) 2013年10月現在、13カ国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）とのEPAが発効しています。

4. 関連団体

- ・日本ハウスウェア&インテリア協会 <http://www.jhi.or.jp>
- ・一般財団法人生活用品振興センター <http://www.gmc.or.jp/>
- ・一般社団法人軽金属製品協会 試験研究センター
TEL : 0297-78-2511 <http://www.apajapan.org/SHIKEN2/>

2

陶磁器製・ガラス製食器

ここでは、食卓用・台所用の陶磁器製食器とガラス製食器を主な対象として述べます。

1. 輸入時の規制

食卓用・台所用の陶磁器製食器とガラス製食器を輸入する際には、「食品衛生法」の対象となる「器具（飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。）」（食品衛生法第4条）として規制を受けます。

なお有名ブランド品等の偽物や模倣品の輸入は関税法で禁止されているので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

【輸入者の責務】

食品衛生法第3条では、食品等事業者（器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人）の責任において、輸入する食品、器具等の安全性を確保するため、①食品衛生に関する知識や技術の習得、②原材料の安全性の確保、③自主検査の実施、④その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、⑤必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないことを定めています。

【輸入届出】

販売や営業上使用する（展示会や街頭等で不特定または多数の人に無償配布するなどを含む）目的で器具を輸入する場合、食品衛生法第27条により、輸入者に対しそのつど検疫所に届出を行うことを義務づけています。輸入届出を行っていない器具を、国内で販売や営業上使用することはできません。

（注）届出が不要のものについて

・通常的使用方法で食品に直接接触しない器具（鑑賞専用の絵皿や装飾のための置物など）、国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らか、個人用、試験研究用、社内検討用、展示用のものは、届出が不要です。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などがお土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内検討するために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

ただし、輸入届出に該当しない貨物である旨の証明を税関に提示するため、検疫所に「確認願」（厚生労働省HPにて書式が掲載）を提出するように要求される場合があります。

【届出に必要な書類】

- ① 食品等輸入届出書（定められた書式）

輸入者の氏名・住所、品名、積込数量・重量、生産国、製造者及び製造所の名称と所在地、積込港、器具の材質等、要求された項目についてすべて記入します。

届出書の入手と記載方法

→厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

- ② 製造者が作成した資料で以下の内容を確認できるもの。商品のカラー写真、カタログ等
- ・品名（商品名、品番など）
 - ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
 - ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄
 - ・具体的な使用方法
 - ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面
- ③ 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

【届出方法】

輸入する貨物を保税状態で蔵置きしている場所（保税倉庫等）を管轄する検疫所の食品監視担当窓口へ、必要書類を提出します。提出時期は、原則として、輸入する貨物が日本に到着し、保税倉庫に搬入された後ですが、事前届出制度により、到着予定日の7日前から可能です。

受付時間については検疫所にご確認ください。

輸入食品監視支援システム「FAINS」によるオンラインの届出も可能ですが、予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要です。

【審査・検査】

届出を受けた検疫所では、有毒・有害物質を含有したり、付着していないか、食品衛生法の「器具・容器包装の規格基準」（食品、添加物等の規格基準〈厚生省告示第370号〉の第3に掲載）に適合していることを確認するために検査が必要か、などの審査を行います。

器具・容器包装の規格基準では、原材料のすべてに適用される「原材料一般の規格」、材質ごとに適用される「原材料の材質別規格」、「製造基準」などが定められており、器具の材質、形状等の違いにより適用される規格基準は異なります。

陶磁器製・ガラス製食器については、「材質別規格」の陶磁器製、ガラス製のそれぞれに定められたカドミウムと鉛の規格値に適合する必要があります。（参照 p. 95）同じ材質・同じ区分であっても、食品と接触する部分の色柄が異なる場合は、それぞれ検査が必要となります。

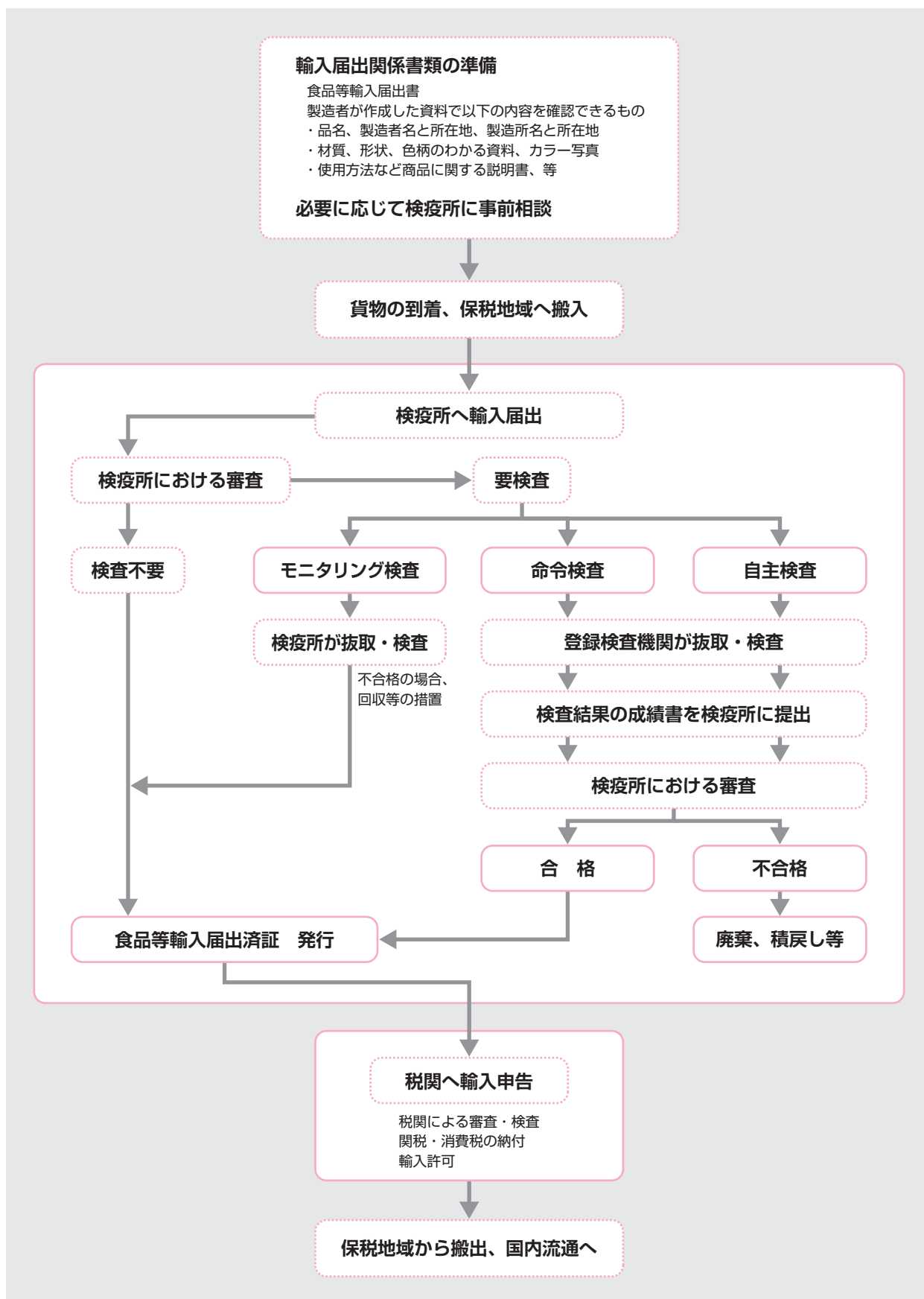
また、器具・容器包装の「製造基準」では、化学的合成品たる着色料を使用する場合、指定添加物（食品衛生法施行規則別表1 掲載品目）以外の着色料の使用を禁止しています。ただし、着色料が溶出または浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合は除きます。

詳細については、器具の材質、形状、色柄等を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関にご相談ください。

検疫所より命令検査、自主検査（参照 p. 100）の指示を受けた場合は、登録検査機関に検査を依頼（有料）します。登録検査機関は、保税倉庫内貨物から試験品を採取・検査し、当該製品の試験成績書を発行します。

審査・検査の結果、食品衛生法に適合していると検疫所が判断した場合は届出済証が輸入者に返却さ

食品用器具の輸入手続きの流れ



れ、税関における通関手続きに進めます。

なお、輸入届出については、手続きの簡素化・迅速化を目的としたいくつかの制度があるので、活用するとよいでしょう。(参照 p. 100)

■問合せ先

輸入する海空港を管轄する厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口および輸入相談窓口
(参照 p. 101)

■参考情報

厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

厚生労働省ホームページ「登録検査機関一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/index.html>

2. 販売時の規制

陶磁器製食器・ガラス製食器の販売に際しては、「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

強化ガラス製食器と耐熱ガラス製食器については「家庭用品品質表示法」に基づく表示が必要です。事業者の任意表示として、JIS マークがあります。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防止法」の規制を受けます。

輸入した製品について重大製品事故の発生を知った場合は、「消費生活用製品安全法」の重大製品事故の報告・公表制度の規制を受けます。

なお知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

食品用の器具・容器包装については、食品衛生法第 16 条により、有毒なまたは有害な物質が含まれ、もしくは付着して人の健康を損なうおそれがあるものについて、その製造、輸入、販売等が禁止され、安

全性の確保が求められています。

また、第 18 条により、厚生労働大臣が器具・容器包装について規格基準を設けることができることとし、規格基準（厚生省告示第 370 号の「食品、添加物等の規格基準」の「第 3 器具及び容器包装」）に適合しないものの販売等を禁止しています。国内に流通する製品の安全性確保については、各自治体が管轄する専門の行政組織により監視・指導されています。

■問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL：03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

各自治体の食品衛生監視指導担当

(2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常で使用する家庭用品について、品質表示のあり方について定め、商品選択の目安、正しい使用方法をわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています。

強化ガラス製食器の販売に際しては、同法雑貨工業品品質表示規程の「強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具」で定められた事項を、耐熱ガラス製食器の販売に際しては、「ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミック製の食事用、食卓用又は台所用の器具」で定められた事項を表示することが義務づけられています。

輸入品の場合は、表示内容に責任が持てる国内の事業者（通常は輸入業者）が表示します。

なお、業務用を目的とした製品については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、業務用であっても、ホームセンター等で一般消費者に対して販売をする可能性がある製品については表示が必要となります。

【表示方法】

表示は最小販売単位ごとに、定められた表示事項を、ラベルの貼付、ラベルの添付または下げ札等により、消費者に見やすい箇所にわかりやすく表示します。ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法（ラベルの貼付、刻印等）により表示します。

【表示事項】

品 目	定 義	表 示 事 項
強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具	食事用、食卓用又は台所用の強化ガラスのできた器具に限る	①品名 ②強化の種類 ③取扱い上の注意 ④表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号
ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミック製の食事用、食卓用又は台所用の器具（耐熱ガラス製）	耐熱ガラスのうち、ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具に限る	①品名 ②使用区分 ③耐熱温度差 ④取扱い上の注意 ⑤表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号

■問合せ先

消費者庁 表示対策課

TEL：03-3507-8800(代) <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL：03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

地方経済産業局 消費経済課製品安全室

■参考情報

消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成14年6月5日（平成15年8月29日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者庁、平成23年10月28日（平成24年5月9日一部改定）

■問合せ先

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800(代)

各都道府県の景品表示法担当

■参考情報

消費者庁ホームページ「不当景品類及び不当表示防止法」

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

(4) 工業標準化法の JIS マーク (任意表示)

国に登録された認証機関からの認証を受け、該当 JIS に適合する旨を示す特別な表示として、JIS マークを製品又は包装等に表示できる制度です。ガラス製品については、耐熱硝子製食器、ガラスコップ等の製品規格があります。

■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 認証課

TEL : 03-3501-9473 <http://www.meti.go.jp>

各地方経済産業局地域経済部 JIS 担当課

■ 参考情報

日本工業標準調査会ホームページ

<http://www.jisc.go.jp>

鉱工業品の JIS マーク



(5) 資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律) の識別マーク

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示 (全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示) が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■ 参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策」識別表示について

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyo.org/>

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>

段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

(6) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL：03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL：03-3581-3351(代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(7) 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

ー 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はありません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることとなります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止、等

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商

品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■ **問合せ先**

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■ **参考情報**

消費者庁ホームページ「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

(8) 不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等を認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■ **問合せ先**

経済産業省 知的財産政策室 TEL：03-3501-3752

■ **参考情報**

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護＞不正競争防止法」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

(9) 消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度

陶磁器製・ガラス製食器は、消費生活用製品安全法の定める「消費生活用製品」に該当します。輸入事業者は、自ら輸入した製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、これを一般消費者に適切に提供できるよう努めなければなりません。

さらに輸入事業者は、輸入した製品について重大製品事故の発生を知ったときは、知ったときから10日以内に、当該製品の名称、型式、事故の内容、輸入した数量・販売した数量を消費者庁消費者安全課に報告しなければなりません。企業規模や企業形態を問わず、国内にある全ての消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、事故報告の義務を負います。

消費者庁は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、重大製品事故に係る製品の名称、型式、事故の内容等を記者発表やウェブサイトで一般消費者に公表します。

一方、輸入事業者は事故原因を調査し、必要な場合は製品の回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

■ **重大製品事故の報告先・問合せ先**

消費者庁 消費者安全課

TEL：03-3507-9204 http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

(10) nite の事故情報収集制度（任意の情報提供）

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報の報告・公表制度」の対象とならない事故事例（製品事故のうち重大製品事故でないもの、製造・輸入事業者以外からの事故情報）については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報収集制度の中で情報収集することとし、全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」平成 20.09.17 商局第 1 号）を発し、協力を求めています。

製品事故の報告にあたっては、nite が定める様式に基づき、最寄りの nite 本部または支所へ速やか（目安として事故の発生を知った日から 10 日以内）に報告します。

■ 問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）

製品安全センター 製品安全技術課 TEL：06-6942-1114

フリーダイヤル FAX：0120-23-2529 E-mail：jiko@nite.go.jp

■ 参考情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）ホームページ「製品安全分野」

<http://www.jiko.nite.go.jp/>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額＝課税価格（商品代金＋保険料＋輸送料等）×関税率

消費税額＝（課税価格＋関税額）× 5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。関税率を知りたい場合は、「実行関税率表」（日本関税協会で年 1 回発行。また税関ホームページでも公表されている。）で調べることができます。

輸入する商品について、事前に関税分類や関税率を確認する場合は、税関に対して口頭・文書・Eメールで照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」を利用すると便利です。

■ 問合せ先（税関手続き全般）

税関相談官室（参照 p. 103）

■ 参考情報

税関ホームページ「実行関税率表（輸入統計品目表）」

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

【特惠関税制度】

特惠関税制度は、開発途上国・地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国の輸出所得の増加と工業化の促進に寄与しようとする制度です。後発開発途上国（LDC: Least Developed Countries）からの輸入品については、特別特惠措置の適用を受け、関税率は一律無税とするなど、一層の優遇が図られています。

特惠関税制度の適用を受けるためには、原産国が特惠受益国または特別特惠受益国（LDC）に該当するか、輸入する品目の H.S.code とともに確認します。原則として、特惠受益国の税関または権限を有する商工会議所等が輸出者の申告により発給する「一般特惠制度原産地証明書様式 A（略して GSP（Generalized System of Preferences）：Form A）」が必要となります（有効期限は発給の日から 1 年）。

ただし、1 申告の課税価格の総額が 20 万円以下の物品、また物品の種類または形状によりその原産地が明らかであるとして税関長が別途定める品目については、原産地証明書の提出は必要ありません。

■参考情報

税関ホームページ 「特惠関税制度の概要」

<http://www.customs.go.jp/shiryo/tokkeikanzei/index.htm>

【経済連携協定の特惠関税】

日本が締結した経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の特惠税率を適用する場合には、各協定の原産地規則に基づき締約相手国の原産品であることを証明した原産地証明書を原則として輸入申告の際に提出する必要があります。（課税価格の総額が 20 万円以下の場合には不要）

■参考情報

税関ホームページ 「EPA における関税制度・通関手続き」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsudoku.htm

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■参考情報

ミプロホームページ 「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ 「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

陶磁器製・ガラス製食器類の関税率

(2014年1月現在)

HS 番号	品 名	税 率					
		基本	暫定	WTO協定	特恵	特別特恵	EPA
6911.10	磁器製の食卓用及び台所用品	3.4%		2.3%	無税		無税
6912.00	陶磁製の食卓用及び台所用品、その他のもの	3.4%		2.3%	無税		無税
7013	ガラス製品（食卓、台所、化粧、事務、室内装飾 その他これに類する用途に供するもの）						無税
10	1. ガラスセラミックス製のもの	4.6%		3.1%	無税		
	2. 脚付きグラス類（ガラスセラミックス製を 除く）						
22	1)鉛ガラス製のもの	4.6%		3.1%	無税		
28	2)その他のもの	4.6%		3.1%	無税		
	3. その他のコップ類（ガラスセラミックス製 を除く）						
33	1)鉛ガラス製のもの	4.6%		3.1%	無税		
37	2)その他のもの	4.6%		3.1%	無税		
	4. 食卓又は台所用に供する種類のガラス製品						
41	1)鉛ガラス製のもの	5.8%		3.9%	無税		
42	2)線膨張係数が温度0～300度までの範 囲において1ケルビンにつき100万分 の5以下のもの	5.8%		3.9%	無税		
49	3)その他のもの	5.8%		3.9%	無税		
	5. その他のガラス製品						
91	1)鉛ガラス製のもの	5.8%		3.9%	無税		
99	2)その他のもの	5.8%		3.9%	無税		

注1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注2) 税率は原則として、特恵税率、WTO協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特恵税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限り、WTO協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注3) 2014年1月現在、中国の「6911 磁器製の家庭用品及び化粧用品」「6912 陶磁製の家庭用品及び化粧用品」については、特恵関税の適用対象から除外されています。

注4) 2013年10月現在、13カ国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）とのEPAが発効しています。

4. 関連団体

- ・一般社団法人日本硝子製品工業会

TEL : 03-5937-5861 <http://www.glassman.or.jp>

- ・一般財団法人日本文化用品安全試験所 ガラス製品試験センター

TEL : 072-968-2227 <http://www.mgsl.or.jp/tests/glass/tabid/74/Default.aspx>

- ・日本ハウスウェア&インテリア協会 <http://www.jhi.or.jp>

3

カトラリー・刃物

ここでは、カトラリー（食卓用スプーン、ナイフ、フォーク等）と刃物（包丁、料理用はさみ等）を主な対象として述べます。

1. 輸入時の規制

カトラリー・刃物（包丁、料理用はさみ等）を輸入する際には、「食品衛生法」の対象となる「器具（飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。）」（食品衛生法第4条）として規制を受けます。

包丁・はさみなどの刃物は、仕事や日常生活を営む上での道具として必要なものであることから、銃砲刀剣類所持等取締法^(注)の定める「刀剣類」に該当せず、輸入は認められています。

(注)・銃砲刀剣類所持等取締法で、「刀剣類」とは、刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち並びに45°以上に自動的に開刀する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5cm以下の飛出しナイフで、開刀した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直接であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1cmの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60°以上の角度で交わるものを除く）をいいます。

・同法では、刀剣類の所持を原則として禁止しているため、住所地を管轄する都道府県公安委員会の所持許可を受けた者、美術品や骨董品については都道府県教育委員会による登録を受けた者など、適法に所持できる者以外は刀剣類の輸入はできません。法律については、警視庁生活環境課銃砲刀剣類対策係（電話03-3581-4321代）にお問合せください。

なお、有名ブランド品等の偽物や模倣品の輸入は関税法で禁止されています。また、部分的装飾として特殊な材質（例えば象牙など）を使用している場合、ワシントン条約に基づき「外国為替及び外国貿易法」の規制を受ける場合があるので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

【輸入者の責務】

食品衛生法第3条では、食品等事業者（器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人）の責任において、輸入する食品、器具等の安全性を確保するため、①食品衛生に関する知識や技術の習得、②原材料の安全性の確保、③自主検査の実施、④その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、⑤必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないことを定めています。

【輸入届出】

販売や営業上使用する（展示会や街頭等で不特定または多数の人に無償配布するなどを含む）目的で器具を輸入する際には、食品衛生法第27条により、輸入者に対しそのつど検疫所に届出を行うことを義務づけています。輸入届出を行っていない器具を、国内で販売や営業上使用することはできません。

(注) 届出が不要のものについて

・通常の使用方法で食品に直接接触しない器具（鑑賞専用や装飾のための置物など）、国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らかな、個人用、試験研究用、社内検討用、展示用のものは、届出が不要です。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などがお土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内で検討するために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

ただし、輸入届出に該当しない貨物である旨の証明を税関に提示するため、検疫所に「確認願」（厚生労働省 HP にて書式が掲載）を提出するように要求される場合があります。

【届出に必要な書類】

① 食品等輸入届出書（定められた書式）

輸入者の氏名・住所、品名、積込数量・重量、生産国、製造者及び製造所の名称と所在地、積込港、器具の材質等、要求された項目についてすべて記入します。

届出書の入手と記載方法

→厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

② 製造者が作成した資料で以下の内容を確認できるもの。商品のカラー写真、カタログ等

- ・品名（商品名、品番など）
- ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
- ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄
- ・具体的な使用方法
- ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面

③ 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

【届出方法】

輸入する貨物を保税状態で蔵置きしている場所（保税倉庫等）を管轄する検疫所の食品監視担当窓口へ、必要書類を提出します。提出時期は、原則として、輸入する貨物が日本に到着し、保税倉庫に搬入された後ですが、事前届出制度により、到着予定日の7日前から可能です。

受付時間については検疫所にご確認ください。

輸入食品監視支援システム「FAINS」によるオンラインの届出も可能ですが、予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要です。

【審査・検査】

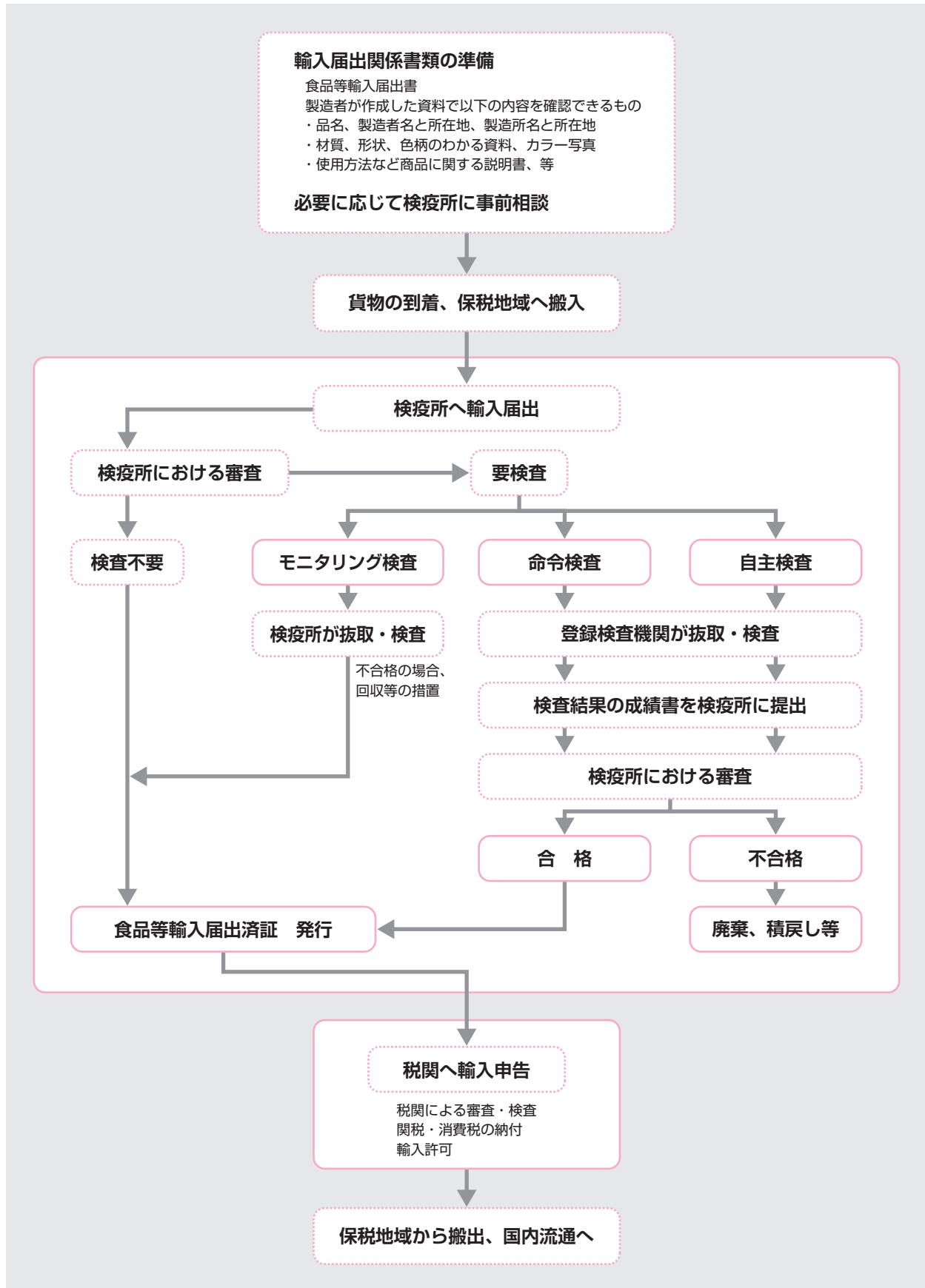
届出を受けた検疫所では、有毒・有害物質を含有したり、付着していないか、食品衛生法の「器具・容器包装の規格基準」（食品、添加物等の規格基準〈厚生省告示第370号〉の第3に掲載）に適合していることを確認するために検査が必要か、などの審査を行います。

器具・容器包装の規格基準では、原材料のすべてに適用される「原材料一般の規格」、材質ごとに適用される「原材料の材質別規格」、「製造基準」などが定められており、器具の材質、形状等の違いにより適用される規格基準は異なります。

金属製のカトラリー・刃物については、「原材料一般の規格」と「製造基準」に適合することが必要です。とくに食品に直接接触する部分について、鉛とアンチモンの基準に注意が必要です。

プラスチック製の場合は、すべての合成樹脂に適用される一般規格に加え、個別の合成樹脂ごとに設

食品用器具の輸入手続きの流れ



定される規格の対象となる場合はこれに適合することが必要です。同じ材質であっても、食品と接触する部分の色柄が異なる場合は、それぞれ検査が必要となります。(参照 p. 94)

木製の器具に特化した規格は設定されていませんが、樹脂でコーティングされている場合は合成樹脂の規格に適合することが必要です。

詳細については、当該器具の材質、形状、色柄等を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関でご相談ください。

検疫所より命令検査、自主検査（参照 p. 100）の指示を受けた場合は、登録検査機関に検査を依頼（有料）します。登録検査機関は、保税倉庫内貨物から試験品を採取・検査し、当該製品の試験成績書を発行します。

審査・検査の結果、食品衛生法に適合していると検疫所が判断した場合は届出済証が輸入者に返却され、税関における通関手続きに進めます。

なお、輸入届出については、手続きの簡素化・迅速化を目的としたいくつかの制度があるので、活用するとよいでしょう。(参照 p. 100)

■ 問合せ先

輸入する海空港を管轄する厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口および輸入相談窓口
(参照 p. 101)

■ 参考情報

厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/kigu/index.html

厚生労働省ホームページ「登録検査機関一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/index.html>

2. 販売時の規制

カトラリー・刃物の販売に際しては、「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

カトラリー・刃物の材質によっては、「家庭用品品質表示法」に基づく表示が必要となる場合があります。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防

止法」の規制を受けます。

輸入した製品について重大製品事故の発生を知った場合は、「消費生活用製品安全法」の重大製品事故の報告・公表制度の規制を受けます。

なお知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

食品用の器具・容器包装については、食品衛生法第 16 条により、有毒なまたは有害な物質が含まれ、もしくは付着して人の健康を損なうおそれがあるものについて、その製造、輸入、販売等が禁止され、安全性の確保が求められています。

また、第 18 条により、厚生労働大臣が器具・容器包装について規格基準を設けることができることとし、規格基準（厚生省告示第 370 号の「食品、添加物等の規格基準」の「第 3 器具及び容器包装」）に適合しないものの販売等を禁止しています。国内に流通する製品の安全性確保については、各自治体が管轄する専門の行政組織により監視・指導されています。

■問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL：03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

各自治体の食品衛生監視指導担当

(2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常で使用する家庭用品について、品質表示のあり方について定め、商品選択の目安、正しい使用方法をわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています。

同法では、食事用、食卓用または台所用の器具の材質が、合成樹脂製、強化ガラス製、ほうけい酸ガラス製またはガラスセラミック製、漆器類の場合に、それぞれに定められた事項を表示することを義務づけています。

輸入品の場合は、表示内容に責任が持てる国内の事業者（通常は輸入業者）が表示します。

なお、業務用を目的とした製品については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、業務用であっても、ホームセンター等で一般消費者に対して販売をする可能性がある製品については表示が必要となります。

【表示方法】

表示は最小販売単位ごとに、定められた表示事項を、ラベルの貼付、ラベルの添付または下げ札等により、消費者に見やすい箇所にわかりやすく表示します。ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法（ラベルの貼付、刻印等）により表示します。

【表示事項】

品 目	定 義	表 示 事 項
〈合成樹脂加工品〉 合成樹脂製の食事用、食卓用 又は台所用の器具 —その他のもの	台所用容器、まな板、製氷用器具以外 の合成樹脂製の食事用、食卓用又は台 所用器具 例：はし、スプーン、フォーク、しゃも じ、れんげ等	①原料樹脂 ②耐熱温度 ③表示者名、住所又は電話番号
〈雑貨工業品〉 強化ガラス製の食事用、食卓 用又は台所用の器具	食事用、食卓用又は台所用の強化ガラ スのできた器具に限る	①品名 ②強化の種類 ③取扱い上の注意 ④表示者名、住所又は電話番号
ほうけい酸ガラス製又はガ ラスセラミック製の食事用、 食卓用又は台所用の器具 (耐熱ガラス製)	耐熱ガラスのうち、ほうけい酸ガラス 製又はガラスセラミックス製の食事 用、食卓用又は台所用の器具に限る	①品名 ②使用区分 ③耐熱温度差 ④取扱い上の注意 ⑤表示者名、住所又は電話番号
漆器類（漆又はカシュー樹 脂塗料を塗った食事用、食卓 用又は台所用の器具）	木製のものまたは合成樹脂製のもの に限る	① 品名 ② 表面塗装の種類 ③ 素地の種類 ④ 使用上の注意 ⑤ 表示者、住所又は電話番号

■ 問合せ先

消費者庁 表示対策課

TEL：03-3507-8800(代) <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL：03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

地方経済産業局 消費経済課製品安全室

■ 参考情報

消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成 14 年 6 月 5 日（平成 15 年 8 月 29 日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者庁、平成 23 年 10 月 28 日（平成 24 年 5 月 9 日一部改定）

■問合せ先

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800 (代)
各都道府県の景品表示法担当

■参考情報

消費者庁ホームページ 「不当景品類及び不当表示防止法」
<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

（4）資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の識別マーク

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示（全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示）が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課
TEL：03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>
各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>識別表示について」
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>
紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyo.org/>
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>
段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

(5) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4578 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(6) 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

ー 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はありません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることとなります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止、等

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■ **問合せ先**

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■ **参考情報**

消費者庁ホームページ「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

(7) 不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■ **問合せ先**

経済産業省 知的財産政策室 TEL：03-3501-3752

■ **参考情報**

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護＞不正競争防止法」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

(8) 消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度

カトラリー・刃物は、消費生活用製品安全法の定める「消費生活用製品」に該当します。輸入事業者は、自ら輸入した製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、これを一般消費者に適切に提供するよう努めなければなりません。

さらに輸入事業者は、輸入した製品について重大製品事故の発生を知ったときは、知ったときから10日以内に、当該製品の名称、型式、事故の内容、輸入した数量・販売した数量を消費者庁消費者安全課に報告しなければなりません。企業規模や企業形態を問わず、国内にある全ての消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、事故報告の義務を負います。

消費者庁は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、重大製品事故に係る製品の名称、型式、事故の内容等を記者発表やウェブサイト一般消費者に公表します。

一方、輸入事業者は事故原因を調査し、必要な場合は製品の回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

■ **重大製品事故の報告先・問合せ先**

消費者庁 消費者安全課

TEL：03-3507-9204 http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

(9) nite の事故情報収集制度（任意の情報提供）

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報の報告・公表制度」の対象とならない事故事例（製品事故のうち重大製品事故でないもの、製造・輸入事業者以外からの事故情報）については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報収集制度の中で情報収集することとし、全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」平成 20.09.17 商局第 1 号）を発し、協力を求めています。

製品事故の報告にあたっては、nite が定める様式に基づき、最寄りの nite 本部または支所へ速やか（目安として事故の発生を知った日から 10 日以内）に報告します。

■ 問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）
 製品安全センター 製品安全技術課 TEL：06-6942-1114
 フリーダイヤル FAX：0120-23-2529 E-mail：jiko@nite.go.jp

■ 参考情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）ホームページ「製品安全分野」
<http://www.jiko.nite.go.jp/>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額＝課税価格（商品代金＋保険料＋輸送料等）×関税率

消費税額＝（課税価格＋関税額）× 5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。関税率を知りたい場合は、「実行関税率表」（日本関税協会で年 1 回発行。また税関ホームページでも公表されている。）で調べることができます。

輸入する商品について、事前に関税分類や関税率を確認する場合は、税関に対して口頭・文書・Eメールで照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」を利用すると便利です。

■ 問合せ先（税関手続き全般）

税関相談官室（参照 p. 103）

■ 参考情報

税関ホームページ「実行関税率表（輸入統計品目表）」
<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
 税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」
<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

【特惠関税制度】

特惠関税制度は、開発途上国・地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国の輸出所得の増加と工業化の促進に寄与しようとする制度です。後発開発途上国（LDC:Least Developed Countries）からの輸入品については、特別特惠措置の適用を受け、関税率は一律無税とするなど、一層の優遇が図られています。

特惠関税制度の適用を受けるためには、原産国が特惠受益国または特別特惠受益国（LDC）に該当するか、輸入する品目の H.S.code とともに確認します。原則として、特惠受益国の税関または権限を有する商工会議所等が輸出者の申告により発給する「一般特惠制度原産地証明書様式 A（略して GSP（Generalized System of Preferences）：Form A）」が必要となります（有効期限は発給の日から 1 年）。

ただし、1 申告の課税価格の総額が 20 万円以下の物品、また物品の種類または形状によりその原産地が明らかであるとして税関長が別途定める品目については、原産地証明書の提出は必要ありません。

■参考情報

税関ホームページ 「特惠関税制度の概要」

<http://www.customs.go.jp/shiryo/tokkeikanzei/index.htm>

【経済連携協定の特惠関税】

日本が締結した経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の特惠税率を適用する場合には、各協定の原産地規則に基づき締約相手国の原産品であることを証明した原産地証明書を原則として輸入申告の際に提出する必要があります。（課税価格の総額が 20 万円以下の場合は不要）

■参考情報

税関ホームページ 「EPA における関税制度・通関手続き」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsudoku.htm

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■参考情報

ミプロホームページ 「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ 「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

カトラリー・刃物の関税率

(2014年1月現在)

HS 番号	品 名	税 率					
		基本	暫定	WTO協定	特恵	特別特恵	EPA
8211	刃を付けたナイフ及びその刃						無税
10	1. 詰め合わせセット	4.4%		3.7%	無税		
	2. その他のもの						
91	1) テーブルナイフ (固定刃のものに限る)	4.4%		3.7%	無税		
92	2) その他のナイフ (固定刃のものに限る)	4.4%		3.7%	無税		
93	3) その他のナイフ (固定刃のものを除く)	4.4%		3.7%	無税		
94	4) 刃	3.7%		3.1%	無税		
95	5) 卑金属製の柄	4.4%		3.7%	無税		
8213	はさみ、テラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	4.4%		3.7%	無税		無税
8214	その他の刃物、マニキュア又はペディキュア用のセット及び用具						無税
10	1. ペーパーナイフ、レターオープナー、摺り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	4.4%		3.7%	無税		
20	2. マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具	4.6%		3.9%	無税		
90	3. その他のもの	4.4%		3.7%	無税		
8215	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具						無税
10	1. 詰め合わせセット (貴金属をめっきした少なくとも一の製品含む)	4.6%		3.9%	無税		
20	2. その他の詰め合わせセット	4.6%		3.9%	無税		
	3. その他のもの						
91	1) 貴金属をめっきしたもの	4.6%		(4.6%)	無税		
99	2) その他のもの	4.6%		3.9%	無税		

注 1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注 2) 税率は原則として、特恵税率、WTO 協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特恵税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限られ、WTO 協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注 3) 2013年10月現在、13カ国・地域 (シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー) との EPA が発効しています。

4. 関連団体

・日本ハウスウェア&インテリア協会 <http://www.jhi.or.jp>

4 台所用洗剤

ここでは、台所（野菜、果実、飲食器）を用途とし、その主たる洗浄の作用が純石けん分以外の界面活性剤である「合成洗剤」と、主たる洗浄の作用が純石けん分である「石けん」を主な対象として述べます。（食器洗い乾燥機専用洗剤、漂白剤、クレンザー、酸・アルカリ洗浄剤は除く）

1. 輸入時の規制

野菜、果実、飲食器の洗浄に用いる洗剤については、「食品衛生法」に基づく「洗浄剤（野菜もしくは果実または飲食器の洗浄の用に供されるもの）」として規制（販売時の規制の項を参照）を受けますが、輸入する際に検疫所への届出は必要ありません。

2. 販売時の規制

台所（野菜、果実、飲食器）用洗剤の販売に際しては、「食品衛生法」「家庭用品品質表示法」「計量法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

自治体の消費生活条例により、販売時の単位価格表示を義務づけている場合があります。

事業者の任意表示として、JIS マークがあります。

業界の自主基準として飲食器用洗浄剤自主基準、洗剤等の成分情報開示自主基準、GHS ラベル表示があります。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防止法」の規制を受けます。

なお、知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

また台所用石けんは薬事法の適用を受けませんが、「殺菌」など薬事法に抵触する表示は薬事法違反となるので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

食品衛生法では、「野菜もしくは果実または飲食器の洗浄のために用いられるもの」を洗浄剤として規制することとし（食品衛生法第 62 条第二項）、有毒・有害な物質が含まれるなどして人の健康を損なうものや、食品衛生法の規格基準に適合しないものの製造・輸入・販売・使用などを禁止しています（第 6 条、第 11 条第二項）。

- (注)・食品衛生法で安全規制がかかる「洗浄剤」については、消費生活用製品安全法の定める消費生活用製品の対象から除外されています。
・家庭用品品質表示法の定める「洗浄剤（主な洗浄作用が酸、アルカリ、酸化剤によるもの）」とは定義が異なるので注意が必要です。

洗浄剤の規格基準については、用途が「野菜・果物」の場合に成分規格と使用基準が定められており、自動食器洗浄機用洗剤などの「飲食器」に限定する場合は、成分規格の適用を受けません。ただし、用途が飲食器の場合は、使用基準の一部（すすぎの基準）について適用を受けます。

洗浄剤の規格基準

成分規格	<p>洗浄剤（固形石けんを除く）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ヒ素、重金属、メタノール：それぞれに規定された試験方法に適合 液性：脂肪酸系洗浄剤は 6.0～10.5pH、脂肪酸系洗浄剤以外は 6.0～8.0pH 2 酵素または漂白作用を有する成分を含むものであってはならない。 3 食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる香料以外の化学的合成品たる香料を含むものであってはならない。 4 食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる着色料、ならびにインダントレンブルー RS、ウールグリーン BS、キノリンイエロー、パテントブルー V 以外の化学的合成品たる着色料を含むものであってはならない。 5 アニオン系界面活性剤を含むものにあつては、その生分解度は 85%以上でなければならない。
使用基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 脂肪酸系洗浄剤は界面活性剤の濃度が 0.5%以下、脂肪酸系洗浄剤以外の洗浄剤（もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているもの、及び固型石けんを除く） 2 洗浄剤（もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものを除く）の使用に際しては、野菜または果実が 5 分間以上、洗浄剤の溶液に浸せきされないようにしなければならない。 3 野菜もしくは果実または飲食器は、洗浄剤を使用して洗浄した後、飲用適の水ですすがなければならない。 流水を用いる場合、野菜または果実は 30 秒間以上、飲食器は 5 秒間以上すすぐ。 ため水を用いる場合、ため水をかえて 2 回以上すすぐ。

(出所)「食品、添加物等の規格基準」厚生省告示第370号

輸入・販売者は、食品衛生法の規格基準に適合するかなど事前に情報収集し、安全性を確認することが必要です。

国内に流通する製品の安全性確保については、各自治体が管轄する専門の行政組織により監視・指導されています。

■問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

■参考情報

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/index.html>

(2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常で使用する家庭用品について、品質表示のあり方について定め、商品選択の目安、正しい使用方法をわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています。

台所用合成洗剤（定義については、【表示事項】の項を参照）の場合は、同法雑貨工業品品質表示規程の「合成洗剤」で定められた事項を、台所用石けんの場合は、「台所用石けん」で定められた事項を表示することが義務づけられています。

輸入品の場合は、表示内容に責任が持てる国内の事業者（通常は輸入業者）が表示します。

なお、業務用を目的とした製品については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、業務用であっても、ホームセンター等で一般消費者に対して販売をする可能性がある製品については表示が必要となります。

【表示方法】

表示は最小販売単位ごとに、その容器または包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法（液体タイプの洗剤であれば、その容器に印刷または貼付けすること等）でわかりやすく表示します。

【表示事項】

品 目	定 義	表 示 事 項
〈雑貨工業品〉 合成洗剤 一 台所用合成洗剤	界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（台所用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の40%を超えるものに限る）。研磨材を含むもの及び化粧品を除く。	①品名 ②成分 ③液性 ④用途（野菜・果物用なのか、食器・調理器具用なのかを明確に表示する） ⑤正味量 ⑥使用量の目安 ⑦使用上の注意 ⑧表示者名、住所又は電話番号
〈雑貨工業品〉 台所用の石けん	界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性剤作用によるもの（台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の60%以上のものに限る）。	①品名 ②成分 ③液性 ④用途（野菜・果物用なのか、食器・調理器具用なのかを明確に表示する） ⑤正味量 ⑥使用量の目安 ⑦使用上の注意 ⑧表示者名、住所又は電話番号 なお、固形石けんは、③～⑦を省略可。

■問合せ先

消費者庁 表示対策課

TEL：03-3507-8800(代) <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL：03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

地方経済産業局 消費経済課製品安全室

■参考情報

消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

(3) 計量法

同法により法定計量単位により取引をするときは正しく計ることが定められています。また特定商品として定められた品目の販売事業者（輸入品は輸入事業者）は、密封された特定商品を輸入して販売する場合、計量法で定める量目公差を超えないように計量し、内容量と表示者名等を表示しなければなりません。

家庭用合成洗剤は特定製品に指定されており、次のような量目公差が定められています。

家庭用合成洗剤の量目公差

表示量	誤差（量目公差）	表示量	誤差（量目公差）
5g以上50g以下	4%	5ml以上50ml以下	4%
50gを超え100g以下	2g	50mlを超え100ml以下	2ml
100gを超え500g以下	2%	100mlを超え500ml以下	2%
500gを超え1kg以下	10g	500mlを超え1ℓ以下	10ml
1kgを超え25kg以下	1%	1ℓを超え25ℓ以下	1%

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

TEL：03-3501-1688

都道府県、特定市の計量検定所

■参考情報

経済産業省ホームページ「知的基盤・計量行政」

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougousei.html

(4) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等

の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成14年6月5日（平成15年8月29日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者庁、平成23年10月28日（平成24年5月9日一部改定）

■問合せ先

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800（代）
各都道府県の景品表示法担当

■参考情報

消費者庁ホームページ 「不当景品類及び不当表示防止法」
<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

【家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約】

事業者間の公正な競争によって消費者の自主的・合理的な商品選択に役立つよう、各業界がそれぞれの実態に応じてより具体的で適切な表示の方法について自主ルールを決め、消費者庁及び公正取引委員会がこのルールを不当景品類及び不当表示防止法に基づき「公正競争規約」として認定しています。公正競争規約は、公正取引協議会（各業界の自主ルール運用機関）の会員に適用されますが、非会員に対しては、消費者庁や都道府県により公正競争規約のルールを基準として法の規制が及びます。

家庭用合成洗剤と家庭用石けんについては、表示に関する公正競争規約により、必要表示事項（品名、用途、液性、成分、正味量、標準使用量、使用上の注意、事業者の氏名・名称または商標及び住所、電話番号、原産国名）、特定用語の基準（万能、完全、安全を意味する用語の断定的な使用禁止等）、比較表示、除菌の表示基準、不当表示の禁止等が定められています。

■問合せ先

洗剤・石けん公正取引協議会 TEL：03-3271-4301

(5) 自治体条例に基づく単位価格表示

自治体が消費生活条例により、単位価格表示（例：10ml 当り〇円）を義務づけている場合があり、当該自治体で販売する際は注意が必要です。

■問合せ先

各自治体の担当課

(6) 工業標準化法の JIS マーク（任意表示）

国に登録された認証機関からの認証を受け、該当 JIS に適合する旨を示す特別な表示として、JIS マークを製品又は包装等に表示できる制度です。台所用洗剤に関する製品規格としては、台所用合成洗剤 (K3370) があります。

■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 認証課

TEL : 03-3501-9473 <http://www.meti.go.jp>

各地方経済産業局地域経済部 JIS 担当課

■ 参考情報

日本工業標準調査会ホームページ

<http://www.jisc.go.jp>

鉱工業品の JIS マーク



(7) 飲食器用洗剤自主基準（業界自主基準）

日本石鹼洗剤工業会、日本石鹼洗剤工業組合及び日本食品洗剤衛生協会は、食品衛生法によりもっぱら飲食器を用途とする洗剤について成分規格が定められていないことから、製品の安全性を担保するために業界で統一した自主基準（成分規格と使用基準）を作成しています（2012年4月制定）。

■ 問合せ先

日本石鹼洗剤工業会 TEL : 03-3271-4301 (代) <http://jsda.org/>

■ 参考情報

日本石鹼洗剤工業会 「飲食器用洗剤自主基準」

http://jsda.org/w/O1_katud/inshokkiyousenzai.html

(8) 洗剤等の成分情報開示自主基準（業界自主基準）

家庭用の洗剤類は、家庭用品品質表示法により指定品目について、一定割合以上配合された成分を容器包装に表示することが定められていますが、さらに詳しい情報を求める消費者の要望や海外で家庭用品の自主的な成分情報開示が進められていることから、日本石鹼洗剤工業会は、家庭用洗剤の成分情報開示について自主基準を制定しています（2011年5月制定）。

■ 問合せ先

日本石鹼洗剤工業会 TEL : 03-3271-4301 (代) <http://jsda.org/>

■ 参考情報

日本石鹼洗剤工業会 「洗剤等の成分情報開示自主基準」

http://jsda.org/w/O1_katud/seibunhyouji_O1.html

(9) 家庭用消費者製品における GHS ラベル表示（業界自主表示）

国連で2003年に採択された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)」(化学物質の危険性や有害性に関する世界共通の表示ルール。以下 GHS) をもとに、日本国内で販売される家庭用消費者製品の危険有害性について分類と表示を適切に行うため、日本石鹼洗剤工業会が自主基準を定めています(2009年11月、ガイダンス発行)。同工業会は2011年から、GHS表示を台所用洗剤、塩素系漂白剤、塩素系洗剤

剤・酸性洗剤の表示に導入しています。

■問合せ先

日本石鹼洗剤工業会

TEL : 03-3271-4301 (代) <http://jsda.org/>

(10) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の識別マーク

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示（全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示）が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>識別表示について」

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyoo.org/>

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>

段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

(11) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(12) 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

ー 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はありません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることとなります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止、等

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■問合せ先

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■参考情報

消費者庁ホームページ 「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

(13) 不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等を認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■ 問合せ先

経済産業省 知的財産政策室 TEL : 03-3501-3752

■ 参考情報

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護>不正競争防止法」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額 = 課税価格 (商品代金 + 保険料 + 輸送料等) × 関税率

消費税額 = (課税価格 + 関税額) × 5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。関税率を知りたい場合は、「実行関税率表」(日本関税協会で年1回発行。また税関ホームページでも公表されている。)で調べることができます。

輸入する商品について、事前に関税分類や関税率を確認する場合は、税関に対して口頭・文書・Eメールで照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」を利用すると便利です。

■ 問合せ先 (税関手続き全般)

税関相談官室 (参照 p. 103)

■ 参考情報

税関ホームページ「実行関税率表 (輸入統計品目表)」

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

【特惠関税制度】

特惠関税制度は、開発途上国・地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い

税率を適用して、開発途上国の輸出所得の増加と工業化の促進に寄与しようとする制度です。後発開発途上国（LDC:Least Developed Countries）からの輸入品については、特別特惠措置の適用を受け、関税率は一律無税とするなど、一層の優遇が図られています。

特惠関税制度の適用を受けるためには、原産国が特惠受益国または特別特惠受益国（LDC）に該当するか、輸入する品目の H.S.code とともに確認します。原則として、特惠受益国の税関または権限を有する商工会議所等が輸出者の申告により発給する「一般特惠制度原産地証明書様式 A（略して GSP（Generalized System of Preferences）：Form A）」が必要となります（有効期限は発給の日から 1 年）。

ただし、1 申告の課税価格の総額が 20 万円以下の物品、また物品の種類または形状によりその原産地が明らかであるとして税関長が別途定める品目については、原産地証明書の提出は必要ありません。

■参考情報

税関ホームページ 「特惠関税制度の概要」

<http://www.customs.go.jp/shiryo/tokkeikanzei/index.htm>

【経済連携協定の特惠関税】

日本が締結した経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の特惠税率を適用する場合には、各協定の原産地規則に基づき締約相手国の原産品であることを証明した原産地証明書を原則として輸入申告の際に提出する必要があります。（課税価格の総額が 20 万円以下の場合には不要）

■参考情報

税関ホームページ 「EPA における関税制度・通関手続き」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsudoku.htm

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■参考情報

ミプロホームページ 「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ 「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

台所用洗剤の関税率

(2014年1月現在)

HS 番号	品 名	税 率				
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠 EPA
3401	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状またはクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない）並びにせっけんまたは洗浄剤を染み込ませ、塗布し被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布 せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る）並びにせっけんまたは洗浄剤を染み込ませ、塗布しまたは被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布					無税
19	その他					
-010	(1)せっけん、有機界面活性剤及びその調製品	4.6%		無税	無税	
-020	(2)その他	6.4%		無税	無税	
20	せっけん（その他の形状のもの）					
-020	(2)その他	4.6%		無税	無税	
3402	有機界面活性剤（せっけんを除く）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第3401項のものを除く。）					無税
20	調製品（小売用にしたものに限る。）					
-090	(2)その他	4.6%		無税	無税	
90	その他					
-090	(2)その他	4.6%		無税	無税	

注 1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注 2) 税率は原則として、特惠税率、WTO協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特惠税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限られ、WTO協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注 3) 2013年10月現在、13カ国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）とのEPAが発効しています。

4. 関連団体

・日本石鹼洗剤工業会

TEL : 03-3271-4301 <http://www.jsda.org/>

5 キッチンスケール

ここでは、家庭用のキッチンスケール（調理用ばかり）を対象として述べます。

1. 輸入時の規制

家庭用のキッチンスケールは食品を直接のせることを前提とするため、輸入する際には、「食品衛生法」の対象となる「器具（飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。）」（食品衛生法第4条）として規制を受けます。

(1) 食品衛生法

【輸入者の責務】

食品衛生法第3条では、食品等事業者（器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人）の責任において、輸入する食品、器具等の安全性を確保するため、①食品衛生に関する知識や技術の習得、②原材料の安全性の確保、③自主検査の実施、④その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、⑤必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないことを定めています。

【輸入届出】

販売や営業上使用する（展示会や街頭等で不特定または多数の人に無償配布するなどを含む）目的で器具を輸入する際には、食品衛生法第27条により、輸入者に対しそのつど検疫所に届出を行うことを義務づけています。輸入届出を行っていない器具を、国内で販売や営業上使用することはできません。

（注）届出が不要のものについて

・通常的使用方法で食品に直接接触しない器具（鑑賞専用や装飾のための置物など）、国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らかな、個人用、試験研究用、社内検討用、展示用のものは、届出が不要です。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などがお土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内を検討するために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

ただし、輸入届出に該当しない貨物である旨の証明を税関に提示するため、検疫所に「確認願」（厚生労働省HPにて書式が掲載）を提出するように要求される場合があります。

【届出に必要な書類】

① 食品等輸入届出書（定められた書式）

輸入者の氏名・住所、品名、積込数量・重量、生産国、製造者及び製造所の名称と所在地、積込港、

器具の材質等、要求された項目についてすべて記入します。

届出書の入手と記載方法

→厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

- ② 製造者が作成した資料で以下の内容を確認できるもの。商品のカラー写真、カタログ等
 - ・品名（商品名、品番など）
 - ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
 - ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄
 - ・具体的な使用方法
 - ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面
- ③ 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

【届出方法】

輸入する貨物を保税状態で蔵置きしている場所（保税倉庫等）を管轄する検疫所の食品監視担当窓口へ、必要書類を提出します。提出時期は、原則として、輸入する貨物が日本に到着し、保税倉庫に搬入された後ですが、事前届出制度により、到着予定日の7日前から可能です。

受付時間については検疫所にご確認ください。

輸入食品監視支援システム「FAINS」によるオンラインの届出も可能ですが、予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要です。

【審査・検査】

届出を受けた検疫所では、有毒・有害物質を含有したり、付着していないか、食品衛生法の「器具・容器包装の規格基準」（食品、添加物等の規格基準〈厚生省告示第370号〉の第3に掲載）に適合していることを確認するために検査が必要か、などの審査を行います。

器具・容器包装の規格基準では、原材料のすべてに適用される「原材料一般の規格」、材質ごとに適用される「原材料の材質別規格」、「製造基準」などが定められており、器具の材質、形状等の違いにより適用される規格基準は異なります。

食品に直接接触する部分が金属製の場合は、「原材料一般の規格」と「製造基準」に適合することが必要です。プラスチック製の場合は、すべての合成樹脂に適用される一般規格に加え、必要に応じて個別の合成樹脂ごとに設定される規格に適合することが必要です。同じ材質であっても、食品と接触する部分の色柄が異なる場合は、それぞれ検査が必要となります。（参照 p. 96）

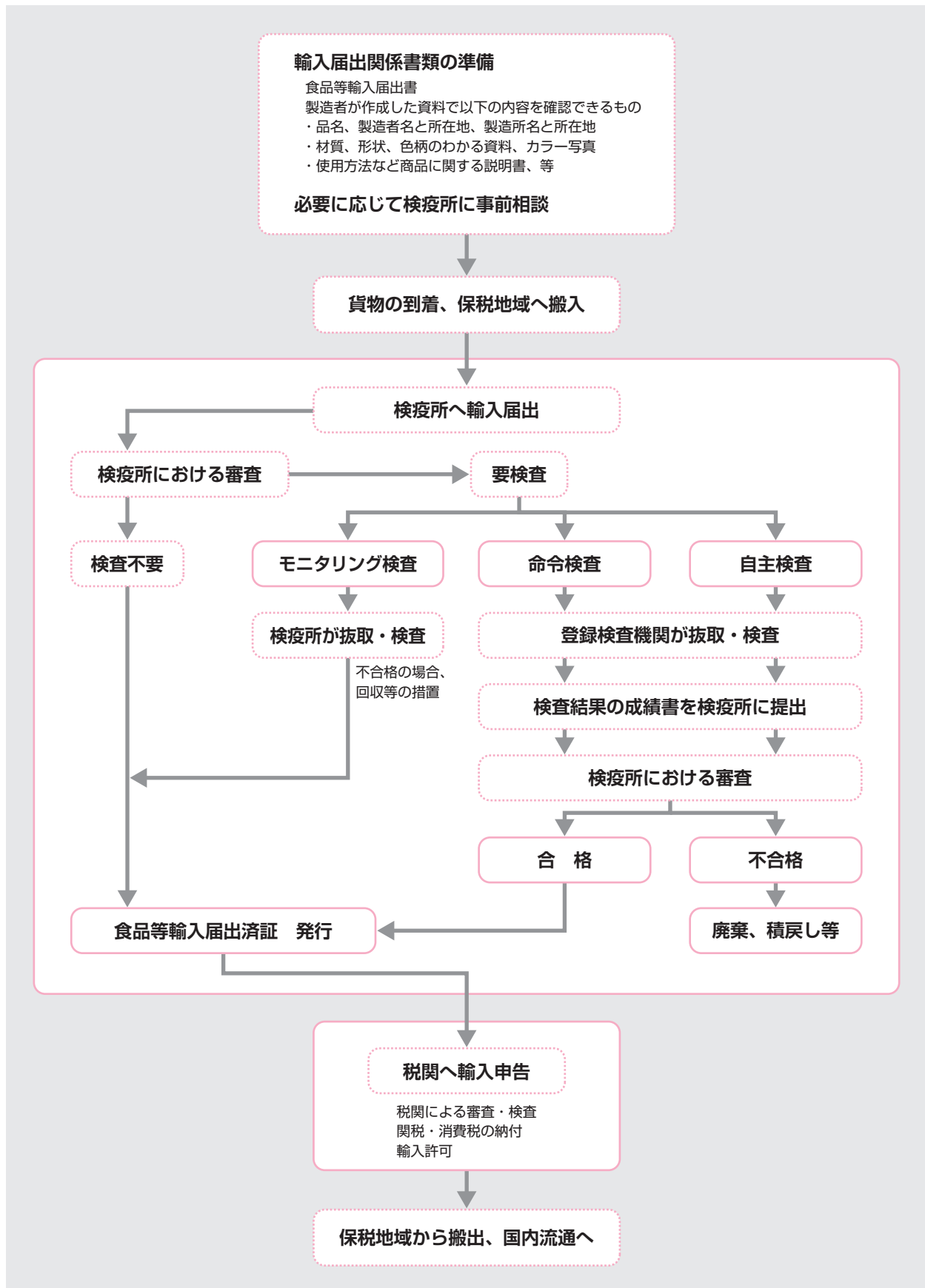
詳細については、当該器具の材質、形状、色柄等を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関にご相談ください。

検疫所より命令検査、自主検査（参照 p. 100）の指示を受けた場合は、登録検査機関に検査を依頼（有料）します。登録検査機関は、保税倉庫内貨物から試験品を採取・検査し、当該製品の試験成績書を発行します。

審査・検査の結果、食品衛生法に適合していると検疫所が判断した場合は届出済証が輸入者に返却され、税関における通関手続きに進めます。

なお、輸入届出については、手続きの簡素化・迅速化を目的としたいくつかの制度があるので、活用するとよいでしょう。（参照 p. 100）

食品用器具の輸入手続きの流れ



■ 問合せ先

輸入する海空港を管轄する厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口および輸入相談窓口
(参照 p. 101)

■ 参考情報

厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

厚生労働省ホームページ「登録検査機関一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anken/jigyousya/kikan/index.html>

2. 販売時の規制

キッチンスケールの販売に際しては、「計量法」「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防止法」の規制を受けます。

輸入した製品について重大製品事故の発生を知った場合は、「消費生活用製品安全法」の重大製品事故の報告・公表制度の規制を受けます。(参照「3. カトラリー・刃物」p. 38)

なお知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

(1) 計量法

キッチンスケール（ひょう量（そのはかりで量ることのできる最大限の重さ）が3kg以下の調理用はかり）は、計量法の「家庭用特定計量器」に定められています。家庭用特定計量器を販売する際は、一定の技術上の基準（日本工業規格 B7613：2008）に適合し、かつ技術基準適合マークをつけたものでなければ、販売したり販売目的で陳列してはならないこととされています。

キッチンスケールを輸入・販売するにあたっては、まず手続に関して事業所を所管する各都道府県計量検定所にサンプルを持参して相談し、さらに技術基準に適合しているかどうかを検査機関で確認することが必要です。

また計量法施行規則に基づいて、刻印、印刷又は貼り付けによって所定の家庭用特定計量器技術基準適合マークを見やすい箇所に表示すること、この表示の大きさは、直径 8 ミリメートル以上としなければならないことが定められています。

家庭用特定計量器技術基準適合マーク



■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

TEL : 03-3501-1688

都道府県、特定市の計量検定所

■ 参考情報

経済産業省ホームページ 「知的基盤・計量行政」

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/index.html

(2) 食品衛生法

食品用の器具・容器包装については、食品衛生法第 16 条により、有毒なまたは有害な物質が含まれ、もしくは付着して人の健康を損なうおそれがあるものについて、その製造、輸入、販売等が禁止され、安全性の確保が求められています。

また、第 18 条により、厚生労働大臣が器具・容器包装について規格基準を設けることができるとし、規格基準（厚生省告示第 370 号の「食品、添加物等の規格基準」の「第 3 器具及び容器包装」）に適合しないものの販売等を禁止しています。国内に流通する製品の安全性確保については、各自治体が管轄する専門の行政組織により監視・指導されています。

■ 問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

各自治体の食品衛生監視指導担当

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成 14 年 6 月 5 日（平成 15 年 8 月 29 日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者庁、平成 23 年 10 月 28 日（平成 24 年 5 月 9 日一部改定）

■問合せ先

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800（代）
各都道府県の景品表示法担当

（4）資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の識別マーク

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示（全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示）が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課
TEL：03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>
各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策＞識別表示について」
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>
紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyō.org/>
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>

段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

(5) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■ 参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(6) 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

ー 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はありません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることになります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止、等

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■ **問合せ先**

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■ **参考情報**

経済産業省ホームページ「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

(7) 不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■ **問合せ先**

経済産業省 知的財産政策室 TEL：03-3501-3752

■ **参考情報**

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護>不正競争防止法」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

(8) nite の事故情報収集制度（任意の情報提供）

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報の報告・公表制度」の対象とならない事故事例（製品事故のうち重大製品事故でないもの、製造・輸入事業者以外からの事故情報）については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報収集制度の中で情報収集することとし、全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」平成20.09.17商局第1号）を発し、協力を求めています。

製品事故の報告にあたっては、nite が定める様式に基づき、最寄りの nite 本部または支所へ速やか（目安として事故の発生を知った日から10日以内）に報告します。

■ **問合せ先**

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）

製品安全センター 製品安全技術課

TEL：06-6942-1114 <http://www.jiko.nite.go.jp>

フリーダイヤル FAX：0120-23-2529 E-mail：jiko@nite.go.jp

■ **参考情報**

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）ホームページ「製品安全分野」

<http://www.jiko.nite.go.jp/>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額＝課税価格（商品代金＋保険料＋輸送料等）×関税率

消費税額＝（課税価格＋関税額）×5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。関税率を知りたい場合は、「実行関税率表」（日本関税協会で年1回発行。また税関ホームページでも公表されている。）で調べることができます。

輸入する商品について、事前に関税分類や関税率を確認する場合は、税関に対して口頭・文書・Eメールで照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」を利用すると便利です。

■ 問合せ先（税関手続き全般）

税関相談官室（参照 p. 103）

■ 参考情報

税関ホームページ「実行関税率表（輸入統計品目表）」

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■ 参考情報

ミプロホームページ「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

キッチンスケールの関税率

（2014年1月現在）

HS 番号	品 名	税 率				
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠 EPA
8423	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅					
10	体重測定器（乳児用はかりを含む）及び家庭用はかり	無税		（無税）		無税

注 1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注 2) 税率は原則として、特惠税率、WTO 協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特惠税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限り、WTO 協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注 3) 2013年10月現在、13カ国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）とのEPAが発効しています。

4. 関連団体

- ・一般社団法人日本計量機器工業連合会

TEL : 03-3268-2121 <http://www.keikoren.or.jp>

6 浄水器

ここでは、飲料水として使用するために、水道水から残留塩素等を除去する機能を有する浄水器を対象として述べます。

1. 輸入時の規制

水道法で定める「給水装置」に該当しない浄水器（蛇口直結型、ポット型等）の場合は、「食品衛生法」の「器具（飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。）」（食品衛生法第4条）として規制を受けます。

なお有名ブランド品等の偽物や模倣品の輸入は関税法で禁止されているので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

【輸入者の責務】

食品衛生法第3条では、食品等事業者（器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人）の責任において、輸入する食品、器具等の安全性を確保するため、①食品衛生に関する知識や技術の習得、②原材料の安全性の確保、③自主検査の実施、④その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、⑤必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないことを定めています。

【輸入届出】

販売や営業上使用する（展示会や街頭等で不特定または多数の人に無償配布するなどを含む）目的で器具を輸入する場合、食品衛生法第27条により、輸入者に対しそのつど検疫所に届出を行うことを義務づけています。輸入届出を行っていない器具を、国内で販売や営業上使用することはできません。

（注）届出が不要のものについて

・通常的使用方法で食品に直接接触しない器具（鑑賞専用や装飾のための置物など）、国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らかな、個人用、試験研究用、社内検討用、展示用のものは、届出が不要です。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などがお土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内で検討するために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

ただし、輸入届出に該当しない貨物である旨の証明を税関に提示するため、検疫所に「確認願」（厚生労働省HPにて書式が掲載）を提出するように要求される場合があります。

【届出に必要な書類】

- ① 食品等輸入届出書（定められた書式）
輸入者の氏名・住所、品名、積込数量・重量、生産国、製造者及び製造所の名称と所在地、積込港、器具の材質等、要求された項目についてすべて記入します。
届出書の入手と記載方法
→厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>
- ② 製造者が作成した資料で以下の内容を確認できるもの。商品のカラー写真、カタログ等
 - ・品名（商品名、品番など）
 - ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
 - ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄
 - ・具体的な使用方法
 - ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面
- ③ 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

【届出方法】

輸入する貨物を保税状態で蔵置きしている場所（保税倉庫等）を管轄する検疫所の食品監視担当窓口へ、必要書類を提出します。提出時期は、原則として、輸入する貨物が日本に到着し、保税倉庫に搬入された後ですが、事前届出制度により、到着予定日の7日前から可能です。

受付時間については検疫所にご確認ください。

輸入食品監視支援システム「FAINS」によるオンラインの届出も可能ですが、予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要です。

【審査・検査】

届出を受けた検疫所では、有毒・有害物質を含有したり、付着していないか、食品衛生法の「器具・容器包装の規格基準」（食品、添加物等の規格基準〈厚生省告示第370号〉の第3に掲載）に適合していることを確認するために検査が必要か、などの審査を行います。

器具・容器包装の規格基準では、原材料のすべてに適用される「原材料一般の規格」、材質ごとに適用される「原材料の材質別規格」、「製造基準」などが定められており、器具の材質、形状等の違いにより適用される規格基準は異なります。

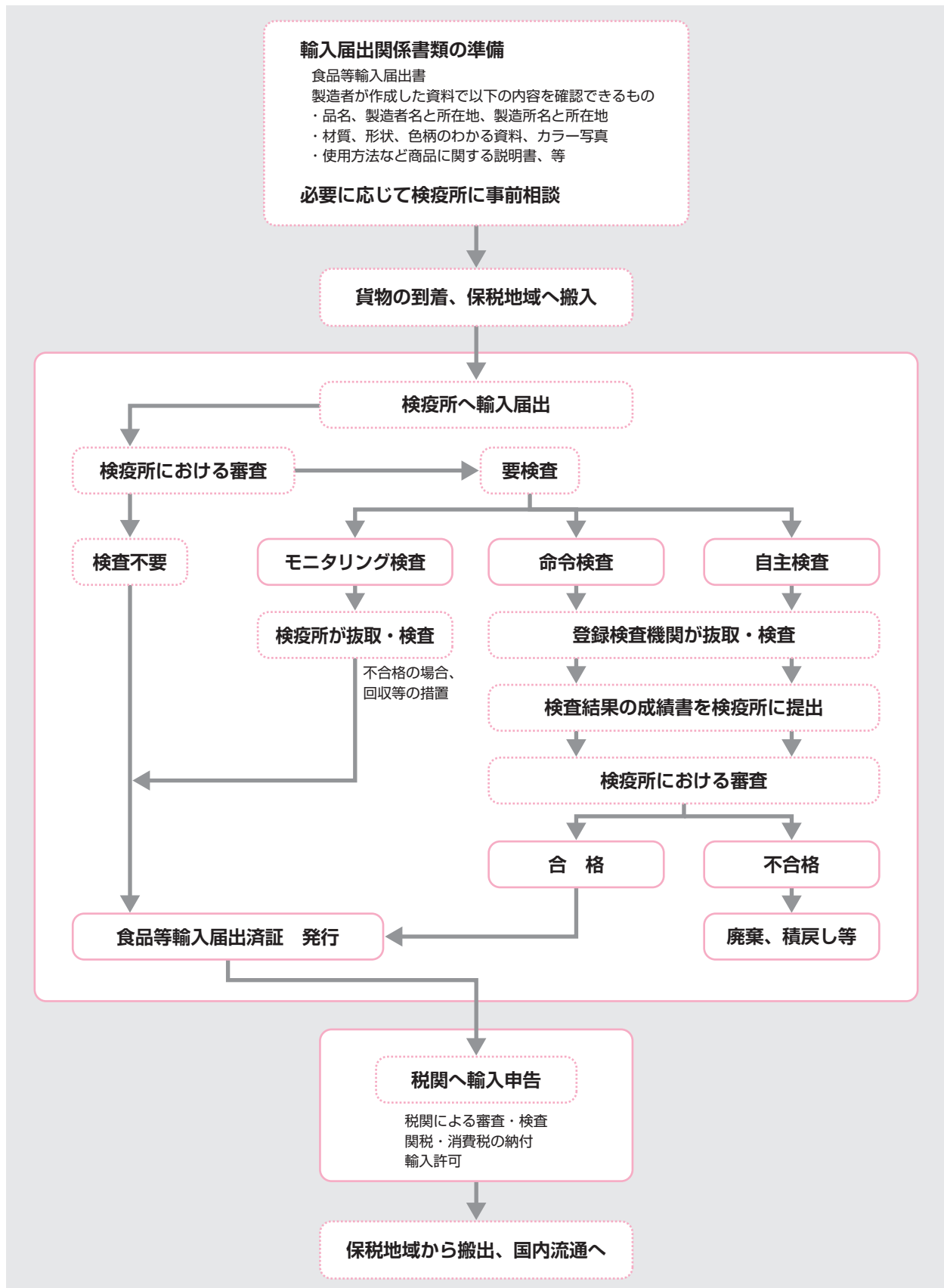
浄水器については、水の直接接触する部分や管の材質について規格基準に適合していること（参照 p. 94）、ろ材（カートリッジ）については材質の規格基準と活性炭などの添加物の規格基準に適合していることが必要です。

詳細については、当該器具の材質、形状、色柄等を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関でご相談ください。

検疫所より命令検査、自主検査（参照 p. 100）の指示を受けた場合は、登録検査機関に検査を依頼（有料）します。登録検査機関は、保税倉庫内貨物から試験品を採取・検査し、当該製品の試験成績書を発行します。

審査・検査の結果、食品衛生法に適合していると検疫所が判断した場合は届出済証が輸入者に返却され、税関における通関手続きに進めます。

「食品等の輸入届出」手続の流れ



なお、輸入届出については、手続きの簡素化・迅速化を目的としたいくつかの制度があるので、活用するとよいでしょう。(参照 p. 100)

■ 問合せ先

輸入する海空港を管轄する厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口および輸入相談窓口
(参照 p. 101)

■ 参考情報

厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

厚生労働省ホームページ「登録検査機関一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/index.html>

2. 販売時の規制

水道法で定める「給水装置」に該当する浄水器（アンダーシンク型、水栓一体型等）の販売と設置については、「水道法」の規制を受けます。一方、水道法の適用を受けない浄水器（蛇口直結型、ポット型等）の販売に際しては、「食品衛生法」の規制を受けます。

また浄水器の販売に際しては、「家庭用品品質表示法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

事業者の任意表示として、浄水器協会の浄水器規格適合マークがあります。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防止法」の規制を受けます。

輸入した製品について重大製品事故の発生を知った場合は、「消費生活用製品安全法」の重大製品事故の報告・公表制度の規制を受けます。

なお知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

(1) 水道法

水道法では浄水器自体の品質基準を定めていませんが、水道水の安全等を確保する観点から「給水装置

の構造及び材質の基準に関する省令」に定めた給水装置を使用しなければ、水道水の供給を受けることができません。したがって、アンダーシンク型、水栓一体型など水道の配管経路に設置される浄水器は、水圧に耐えられるかどうか(耐圧性能)、水に接したときに材料の成分等がどのくらい溶け出るか(浸出性能)、必要な逆流防止の措置がされているかなど、同省令で定められた性能基準に適合しなければなりません。

注) 水道法の定める「給水装置」の定義

- ・給水装置とは、需要者に給水するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具から構成される。
- ・給水管とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。
- ・直結する給水用具とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。

■問合せ先

厚生労働省 健康局 水道課

TEL : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

■参考情報

厚生労働省ホームページ「給水装置データベース」

http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb/KYU_Menu.html

基準適合性を証明する方法としてメーカーや販売者が自ら基準適合性を証明する「自己認証」と、第三者認証機関が基準適合性を証明する「第三者認証」があり、いずれかの方法で浄水器の性能基準を証明する必要があります。第三者認証を実施している機関とその認証マークは以下のとおりです。

【給水装置の構造及び材質の基準に係る第三者認証機関と認証マーク】

名 称	問合せ先	主な認証マーク
(公社)日本水道協会 (JWWA)品質認証センター	TEL :03-3264-2736 (代) http://www.jwwa.or.jp	 
(一財)日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	TEL :0467-45-6277 http://www.jhia.or.jp	
(一財)電気安全環境研究所 (JET)東京事業所	TEL :03-3466-5234 http://www.jet.or.jp	
(一財)日本ガス機器検査協会 (JIA)東京検査所	TEL :03-3960-4251 (代) http://www.jia-page.or.jp	

(2) 食品衛生法

食品用の器具・容器包装については、食品衛生法第16条により、有毒なまたは有害な物質が含まれ、もしくは付着して人の健康を損なうおそれがあるものについて、その製造、輸入、販売等が禁止され、安全性の確保が求められています。

また、第18条により、厚生労働大臣が器具・容器包装について規格基準を設けることができることとし、規格基準（厚生省告示第370号の「食品、添加物等の規格基準」の「第3 器具及び容器包装」）に適合しないものの販売等を禁止しています。国内に流通する製品の安全性確保については、各自治体が管轄する専門の行政組織により監視・指導されています。

■問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

各自治体の食品衛生監視指導担当

(3) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常で使用する家庭用品について、品質表示のあり方について定め、商品選択の目安、正しい使用方法をわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています。

浄水器の販売に際しては、同法雑貨工業品品質表示規程の「浄水器」で定められた事項を表示することが義務づけられています。表示義務の対象となるものは、次の①から④を満たす浄水器です。

- ① 一般消費者が通常生活に用いるもの
- ② 主に飲用水を得ることを目的として使用するもの
- ③ 原水には水道水を用いるもの
- ④ 残留塩素をろ過、吸着または化学作用によって除去したり、減少させる機能を有しているもの

交換用ろ材（カートリッジ等）を別途販売する場合にも、該当する事項を表示することが義務づけられています。

輸入品の場合は、表示内容に責任が持てる国内の事業者（通常は輸入業者）が表示します。

【対象外となるもの】

同法は業務用浄水器には適用されず、また家庭用でも浴室で使用する浄水シャワー、観賞用水槽に使用する浄水器、非常時・アウトドア用で水道水以外の水を使用する浄水器などは表示義務の対象外です。また、浄水機能付きジャーポット、浄水機能付きコーヒーマーカーなど付加的に浄水機能が付いているものも対象外です。

【表示方法】

表示は浄水器ごとに、定められた表示事項を消費者に見やすい箇所にわかりやすく表示します。ただし、使用上の注意については、本体から容易に離れない方法（ラベルの貼付、ゴムやひもでの結合等）により表示します。

【表示事項】

表示事項のうち、ろ過流量と浄水能力については、日本工業規格「家庭用浄水器試験方法」（JIS）

に定める方法により行った試験データを表示することが義務づけられています。

- ・材料の種類：浄水器本体やホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をパーツごとに適正に表示。
- ・ろ材の種類：ろ材または媒体に使用されている材料の種類を適正に表示する。規定に定められたろ材の種類を示す用語（活性炭、織布、不織布、多孔質平膜、中空糸膜、逆浸透膜）を用いて表示。
- ・ろ過流量：JIS S3201（家庭用浄水器試験方法）に定める測定方法により得られた数値をリットル単位で表示。
- ・使用可能な最小動水圧（供給された水を貯留して使用するものを除く）
- ・浄水能力：除去対象物質の名称を示す用語ごとに、「総ろ過水量」を表示し、「除去率 80%である旨」「JIS S3201 に基づいて測定した試験結果である旨」を付記。
- ・回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る）
- ・ろ材の取換時期の目安
- ・使用上の注意
- ・表示した者の氏名または名称、住所または電話番号

■問合せ先

消費者庁 表示対策課

TEL：03-3507-8800(代) <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL：03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

地方経済産業局 消費経済課製品安全室

■参考情報

消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

(4) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成14年6月5日（平成15年8月29日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者庁、平成23年10月28日（平成24年5月9日一部改定）

■問合せ先

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800（代）
各都道府県の景品表示法担当

■参考情報

消費者庁ホームページ 「不当景品類及び不当表示防止法」
<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

（5）浄水器協会の適合マーク（任意表示）

浄水器協会では、家庭用品品質表示法など法令で定められている内容を踏まえた上で、①浄水性能（水に溶けている物質を取り除く能力）、②浸出性能（浄水器の材料から物質が溶け出さない性能）、③構造・物性機能、④カタログ・パンフレットなどの表示項目の適正性等、から成る独自の総合的な規格基準を定め、これに適合した製品には「浄水器適合マーク」を表示することができます。

■問合せ先

一般社団法人 浄水器協会（JWPA）
TEL：03-5776-6267 <http://www.jwpa.or.jp>

浄水器適合マーク



承認番号
P0000000

（6）資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の識別マーク

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示（全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示）が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>識別表示について」

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyo.org/>

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>

段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

(7) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(8) 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

ー 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はありません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることになります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止、等

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■ 問合せ先

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■ 参考情報

経済産業省ホームページ「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

（9）不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等を認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■ 問合せ先

経済産業省 知的財産政策室 TEL：03-3501-3752

■ 参考情報

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護＞不正競争防止法」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

（10）消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度

浄水器は、消費生活用製品安全法の定める「消費生活用製品」に該当します。輸入事業者は、自ら輸入した製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、これを一般消費者に適切に提供するよう努めなければなりません。

さらに輸入事業者は、輸入した製品について重大製品事故の発生を知ったときは、知ったときから10

日以内に、当該製品の名称、型式、事故の内容、輸入した数量・販売した数量を消費者庁消費者安全課に報告しなければなりません。企業規模や企業形態を問わず、国内にある全ての消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、事故報告の義務を負います。

消費者庁は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、重大製品事故に係る製品の名称、型式、事故の内容等を記者発表やウェブサイトで一般消費者に公表します。

一方、輸入事業者は事故原因を調査し、必要な場合は製品の回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

■重大製品事故の報告先・問合せ先

消費者庁 消費者安全課

TEL : 03-3507-9204 http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

(11) nite の事故情報収集制度（任意の情報提供）

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」の対象とならない事故事例（製品事故のうち重大製品事故でないもの、製造・輸入事業者以外からの事故情報）については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報収集制度の中で情報収集することとし、全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」平成 20.09.17 商局第 1 号）を発し、協力を求めています。

製品事故の報告にあたっては、nite が定める様式に基づき、最寄りの nite 本部または支所へ速やか（目安として事故の発生を知った日から 10 日以内）に報告します。

■問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）

製品安全センター 製品安全技術課

TEL : 06-6942-1114 フリーダイヤル FAX : 0120-23-2529

E-mail : jiko@nite.go.jp

■参考情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）ホームページ「製品安全分野」

<http://www.jiko.nite.go.jp/>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額 = 課税価格（商品代金 + 保険料 + 輸送料等）× 関税率

消費税額 = （課税価格 + 関税額）× 5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。

関税率を知りたい場合は、「実行関税率表」（日本関税協会で年1回発行。また税関ホームページでも公表されている。）で調べることができます。

輸入する商品について、事前に関税分類や関税率を確認する場合は、税関に対して口頭・文書・Eメールで照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」を利用すると便利です。

■ **問合せ先**（税関手続き全般）

税関相談官室（参照 p. 103）

■ **参考情報**

税関ホームページ「実行関税率表（輸入統計品目表）」

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■ **参考情報**

ミプロホームページ「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

浄水器の関税率

（2014年1月現在）

HS 番号	品 名	税 率					EPA
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠	
8421.21-000	水のろ過用または清浄用のもの	無税		(無税)			無税
8421.99-090	その他の部分品	無税		(無税)			無税

注 1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注 2) 税率は原則として、特惠税率、WTO 協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特惠税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限り、WTO 協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注 3) 2013年10月現在、13カ国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）とのEPAが発効しています。

4. 関連品目

【浄水シャワー】

浄水シャワーは、水道から残留塩素を低減もしくは除去し、髪や肌にやさしいシャワーを浴びるために開発されたもので、シャワーヘッドの内部に残留塩素低減（除去）ろ材が組み込まれおり、これを通常のシャワーヘッドに付け替えて使用するのが一般的です。このほか、シャワーヘッドとホースの間に

ろ材を挿入するタイプや壁面などに固定して使用するタイプがあります。

浄水シャワーは家庭用品品質表示法に基づく表示義務の対象外ですが、浄水器協会では自主的に「浄水シャワー規格基準」を設け、適合商品は定められた表示事項と「浄水シャワー規格適合マーク」を表示することとしています。

【アルカリイオン整水器】

アルカリイオン整水器とは、水の電気分解の応用によりカルシウムイオンを含んだアルカリ性の水を作る装置「家庭用電解水生成器」で、「医療用物質生成器」として薬事法の規制を受けます。慢性下痢、消化不良など消化器系器官の不調に対する効能効果を有する医療機器として承認されているもので、承認外の効能効果を標榜することはできません。

■問合せ先

アルカリイオン整水器協議会

TEL : 03-5435-8509 <http://www.3aaa.gr.jp>

5. 関連団体

- ・一般社団法人浄水器協会

TEL : 03-5776-6267 <http://www.jwpa.or.jp>

7

キッチン家電

ここでは、家庭用電気製品のうち、ミキサー、コーヒーマーカーのような食品に直接接触するキッチン用家電製品（以下、キッチン家電）を主な対象として述べます。

1. 輸入時の規制

ミキサー、コーヒーマーカーのような食品に直接接触するキッチン家電は、「食品衛生法」の「器具（飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。）」（食品衛生法第4条）として規制を受けます。

なお有名ブランド品等の偽物や模倣品の輸入は関税法で禁止されているので注意が必要です。

(1) 食品衛生法

【輸入者の責務】

食品衛生法第3条では、食品等事業者（器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人）の責任において、輸入する食品、器具等の安全性を確保するため、①食品衛生に関する知識や技術の習得、②原材料の安全性の確保、③自主検査の実施、④その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、⑤必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないことを定めています。

【輸入届出】

販売や営業上使用する（展示会や街頭等で不特定または多数の人に無償配布するなどを含む）目的で器具を輸入する場合、食品衛生法第27条により、輸入者に対しそのつど検疫所に届出を行うことを義務づけています。輸入届出を行っていない器具を、国内で販売や営業上使用することはできません。

（注）届出が不要のものについて

・通常的使用方法で食品に直接接触しない器具（鑑賞専用の絵皿や装飾のための置物など）、国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らかな、個人用、試験研究用、社内検討用、展示用のものは、届出が不要です。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などがお土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内検討するために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

ただし、輸入届出に該当しない貨物である旨の証明を税関に提示するため、検疫所に「確認願」（厚生労働省HPにて書式が掲載）を提出するように要求される場合があります。

【届出に必要な書類】

- ① 食品等輸入届出書（定められた書式）

輸入者の氏名・住所、品名、積込数量・重量、生産国、製造者及び製造所の名称と所在地、積込港、器具の材質等、要求された項目についてすべて記入します。

届出書の入手と記載方法
→厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>
- ② 製造者が作成した資料で以下の内容を確認できるもの。商品のカラー写真、カタログ等
 - ・品名（商品名、品番など）
 - ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
 - ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄
 - ・具体的な使用方法
 - ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面
- ③ 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

【届出方法】

輸入する貨物を保税状態で蔵置きしている場所（保税倉庫等）を管轄する検疫所の食品監視担当窓口へ、必要書類を提出します。提出時期は、原則として、輸入する貨物が日本に到着し、保税倉庫に搬入された後ですが、事前届出制度により、到着予定日の7日前から可能です。

受付時間については検疫所にご確認ください。

輸入食品監視支援システム「FAINS」によるオンラインの届出も可能ですが、予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要です。

【審査・検査】

届出を受けた検疫所では、有毒・有害物質を含有したり、付着していないか、食品衛生法の「器具・容器包装の規格基準」（食品、添加物等の規格基準〈厚生省告示第370号〉の第3に掲載）に適合していることを確認するために検査が必要か、などの審査を行います。

器具・容器包装の規格基準では、原材料のすべてに適用される「原材料一般の規格」、材質ごとに適用される「原材料の材質別規格」、「製造基準」などが定められており、器具の材質、形状等の違いにより適用される規格基準は異なります。

キッチン家電については、食品に直接接触する部分や管などの材質について、それぞれの規格基準に適合していることが必要です（参照 p. 94）。

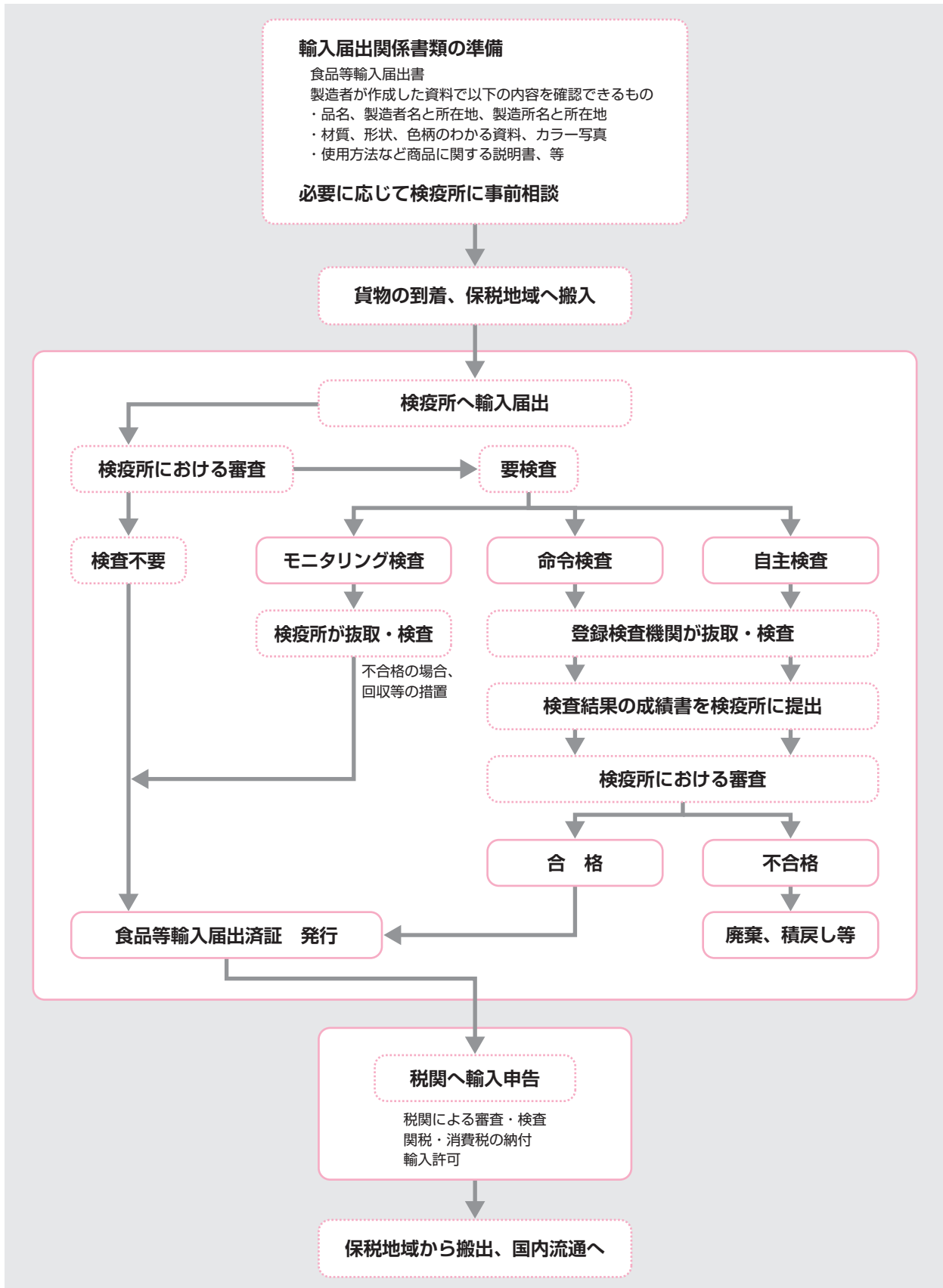
詳細については、当該器具の材質、形状、色柄等を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関でご確認ください。

検疫所より命令検査、自主検査（参照 p. 100）の指示を受けた場合は、登録検査機関に検査を依頼（有料）します。登録検査機関は、保税倉庫内貨物から試験品を採取・検査し、当該製品の試験成績書を発行します。

審査・検査の結果、食品衛生法に適合していると検疫所が判断した場合は届出済証が輸入者に返却され、税関における通関手続きに進めます。

なお、輸入届出については、手続きの簡素化・迅速化を目的としたいくつかの制度があるので、活用

「食品等の輸入届出」手続の流れ



するとよいでしょう。(参照 p. 100)

■問合せ先

輸入する海空港を管轄する厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口および輸入相談窓口
(参照 p. 101)

■参考情報

厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

厚生労働省ホームページ「登録検査機関一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/index.html>

2. 販売時の規制

「電気用品安全法」で定める「電気用品」に該当するキッチン家電を輸入販売する場合は、同法の規制を受けます。また「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。

品目に応じて「家庭用品品質表示法」「電波法」「各自治体条例」「エネルギーの使用の合理化に関する法律」「家電リサイクル法」「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受ける場合があります。

事業者の任意表示として、S マーク、JIS マーク、警告表示があります。

容器包装に関しては、材質の識別表示について「資源の有効な利用の促進に関する法律」の規制を受けます。容器包装の再商品化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規制を受ける場合があります。

通信販売やインターネット販売など特定の販売方法の場合は「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。

偽装表示、他社の有名なロゴやマークを不正に使用する行為などの不正競争行為は、「不正競争防止法」の規制を受けます。

輸入した製品について重大製品事故の発生を知った場合は、「消費生活用製品安全法」の重大製品事故の報告・公表制度の規制を受けます。

なお知的財産の侵害物品に対しては知的財産関連法（商標法、特許法など）の規制を受け、権利者から提訴される場合がありますので注意が必要です。

(1) 電気用品安全法

電気用品安全法は、電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止すること

を目的としています。

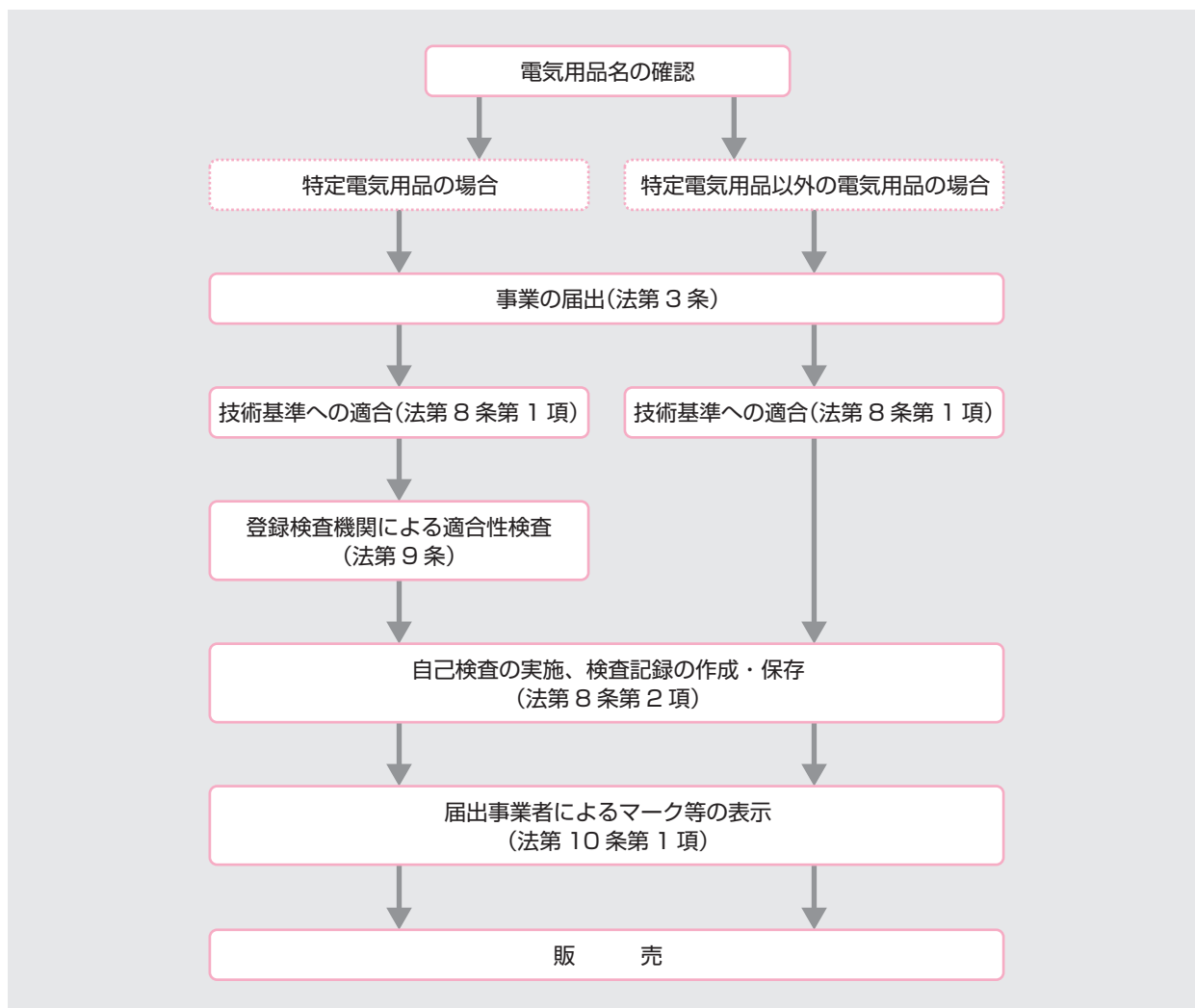
一般に交流電源に接続して使用する（家庭用コンセントから直接電気の供給を受ける）電気製品は、電気用品安全法の定める「電気用品（電気用品安全法施行令（別表第一、第二）」に該当します。電気用品は、特に危険または障害の発生するおそれが多い「特定電気用品」と「特定電気用品以外の電気用品」の大きく2つに分類され、手順が異なります。

電気用品を輸入販売する場合には、輸入する製品の動作原理を基に、どの電気用品名に該当するかを確認し、国への事業届出、技術基準適合確認、自己検査を行い、販売にあたっては、適合性検査の受検（特定電気用品の場合に限る）、表示を行わなければなりません。

① 事業の届出

輸入事業者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から30日以内に経済産業大臣または所轄の経済産業局長に「電気用品輸入事業届出書」を提出しなければなりません。

電気用品安全法の手続の流れ



② 技術基準適合確認

輸入事業者は、電気用品を輸入する場合において、経済産業省令で定める技術基準に適合させるようにしなければなりません。

③ 適合性検査（特定電気用品の場合）

輸入する電気用品が特定電気用品の場合には、輸入事業者は、販売するときまでに型式の区分ごとに登録検査機関による適合性検査を受検し、適合性証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。

④ 自己検査の実施、検査記録の作成・保存

輸入事業者は、技術基準の適合確認を行った上で、輸入する電気用品について経済産業省令で定める検査を実施、または海外の製造事業者が行った検査記録の確認を行い、その検査記録を保存しなければなりません。

⑤ 表示

輸入事業者は、上記の義務を履行すれば、電気用品に経済産業省令で定める表示（PSE マーク、事業者名等）を表示することができます。

《子ども向けの装飾を施した電気製品の電気用品安全法上の解釈について》

子どもが使用する製品は、特に安全性の確保が求められます。玩具として販売されるものや、子どもの興味を引くような形状の製品については、製品自体の動作原理等は「特定電気用品以外の電気用品」に該当するものであっても、電気用品安全法上の「電熱式おもちゃ」または「電動式おもちゃ」とみなされ、「特定電気用品」としての手続きが必要です。

「電熱式おもちゃ」「電動式おもちゃ」に該当するかどうかの一般的な判断基準は次のとおりです。

- ① 人、動物、キャラクターまたは縮尺模型の装飾が施された外郭を備えるもの。
- ② 子ども用の遊戯器具としての機能を有するもの。
- ③ 製品本体、包装または取扱説明書において、玩具と想定される表示または説明がなされているもの。
- ④ 玩具販売店、百貨店等の玩具売場において玩具として取り扱われるような方法で販売されるもの。

〈参考情報〉

経済産業省ホームページ「電気用品安全法に関する解釈（平成 15 年 12 月 15 日付け回答）」

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/index.htm>

【電気用品安全法に基づく表示】

電気用品は、PSE マーク等の経済産業省令で定める表示がなければ日本国内で販売することができません。「特定電気用品」には PSE マーク、届出事業者名及び検査機関名を、「特定電気用品以外の電気用品」には PSE マーク及び届出事業者名を表示することが必要です。

そのほか電気用品ごとに技術基準で定められている表示事項（定格電圧、定格周波数等）を表示します。

特定電気用品以外の電気用品の表示例



- ① 特定電気用品以外の電気用品に付す PSE マーク
- ② 届出事業者名
（輸入業者名または承認略称、届出登録商標）
- ③ 定格等（技術基準に定められています）
（①②は原則近接して表示すること）

■ 問合せ先

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL : 03-3501-4707

各地方経済産業局消費経済課製品安全室

■ 参考情報

経済産業省ホームページ 「電気用品安全法」

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

経済産業省ホームページ 「電気用品安全法」登録検査機関

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

(2) 食品衛生法

食品用の器具・容器包装については、食品衛生法第 16 条により、有毒なまたは有害な物質が含まれ、もしくは付着して人の健康を損なうおそれがあるものについて、その製造、輸入、販売等が禁止され、安全性の確保が求められています。

また、第 18 条により、厚生労働大臣が器具・容器包装について規格基準を設けることができることとし、規格基準（厚生省告示第 370 号の「食品、添加物等の規格基準」の「第 3 器具及び容器包装」）に適合しないものの販売等を禁止しています。

■ 問合せ先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL : 03-5253-1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp>

各自治体の食品衛生監視指導担当

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

商品の販売促進のため、過大な景品類（事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品の取引に付随して提供する物品、金銭等のこと。値引き、アフターサービスは除く。）を消費者に提供することは禁止されています。

販売する商品等の内容について、実際よりも優良または有利と消費者に誤認させる誇大広告や虚偽表示は不当表示として禁止されています。また消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示も不当表示として禁止されています。

同法の対象となる「表示」とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうために、その内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

〈表示の例〉

商品本体による表示（商品に添付または貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ・パンフレット・ダイレクトメール等の広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告等。

【インターネット消費者取引に係る広告表示についての留意事項】

消費者向けインターネット販売における広告表示については、表示上の問題だけでなく、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、事業者に求められる表示上の留意事項が、所管官庁より提示されているので注意が必要です。

- ・「消費者向け電子商取引における景品表示法上の問題点と留意事項」公正取引委員会、平成 14 年 6 月 5 日（平成 15 年 8 月 29 日一部改定）
- ・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」消費者庁、平成 23 年 10 月 28 日（平成 24 年 5 月 9 日一部改定）

■問合せ先

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800（代）
各都道府県の景品表示法担当

【公正競争規約】

公正競争規約とは、同法の規定により公正取引委員会の認定を受けて、事業者団体等が自主的に設定する業界ルールです。したがって規約に参加していない事業者には適用されませんが、日本の業界ルールを知る上で参考になります。家電製品については、

- ・「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」
- ・「家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約」
- ・「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」

が定められています。

■問合せ先

（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会
TEL：03-3591-6023 <http://www.eftc.or.jp>

(4) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常で使用する家庭用品について、品質表示のあり方について定め、商品選択の目安、正しい使用方法をわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています。

キッチン家電の販売に際しては、同法の電気機械器具品質表示規程において対象となっている品目について、定められた事項を表示することが義務づけられています。

輸入品の場合は、表示内容に責任が持てる国内の事業者（通常は輸入業者）が表示します。

【電気機械器具品質表示の対象品目のうち、キッチン家電に該当するもの】

ジャー炊飯器、電気冷蔵庫、電気ジューサー・ミキサー、電気ポット、電気ロースター、電子レンジ、電気ホットプレート、電気コーヒー沸器

【表示方法】

表示は製品ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく表示します。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示します。

【表示事項】

品 目	表 示 事 項	使用上の注意	表示者名
ジャー炊飯器	①最大炊飯容量 ②区分名 ③蒸発水量 ④年間消費電力量 ⑤1回当たりの炊飯時消費電力量 ⑥1時間当たりの保温時消費電力量 ⑦1時間当たりのタイマー予約時消費電力量 ⑧1時間当たりの待機時消費電力量	○	○
電気冷蔵庫 (熱電素子を使用しないものに限る。)	①定格内容積 ②消費電力量 ③外形寸法	○	○
電気ジューサー、電気ミキサー 及び電気ジューサーミキサー	①種類 ②定格容量	○	○
電気ポット	①定格容量	○	○
電気ロースター	①種類 ②焼き網の寸法	○	○
電子レンジ (定格高周波出力が1キロワット 以下のものに限る。)	①外形寸法 ②加熱室の有効寸法 ③区分名 ④電子レンジ機能の年間消費電力量 ⑤オープン機能の年間消費電力量 ⑥待機時年間消費電力量 ⑦年間消費電力量	○	○
電気ホットプレート	①プレート	○	○
電気コーヒー沸器	①種類 ②保温装置の有無 ③最大使用水量	○	○

■ 問合せ先

消費者庁 表示対策課

TEL : 03-3507-8800 (代) <http://www.caa.go.jp/>

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課

TEL : 03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

地方経済産業局 消費経済課製品安全室

■参考情報

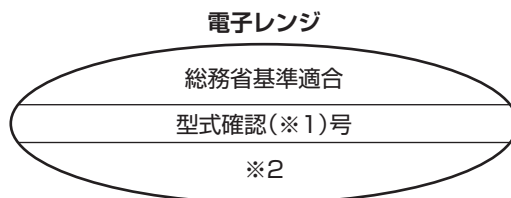
消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」
<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

(5) 電波法

10kHz以上の高周波電流を使用する機器（電力50W以下を除く）については、他の機器への影響等の観点から電波法の規制を受け、高周波利用設備の許可をとる必要があります。

ただし、製造業者または輸入業者が同法で定める条件に適合していることを確認した電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）は、型式確認の手続きを行うことによって個別の設置許可は不要となります。輸入業者等は、型式確認届及び試験成績書等の必要書類を各地の総合通信局を通じて総務大臣に提出し、必要な表示を行います。

型式確認の表示例



※1は確認番号、※2は製造業者等の氏名または名称

■問合せ先

総務省 総合通信局（全国11カ所）

■参考情報

総務省ホームページ「高周波利用設備の型式確認に関する手続き」
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/highfre/confirm/index.htm>

(6) 自治体条例に基づく品質等の保証表示

家電製品を購入すると、多くの場合「保証書」が添付されていますが、保証書を添付するか、何をどのような方法でどの程度保証するかなどの対応は事業者の任意となっています。保証に関する消費者の誤解やトラブルを防止するため、自治体が消費生活条例により、製品の品質・性能等の保証表示について規定している場合があります。指定品目を当該自治体で販売する際は注意が必要です。

■問合せ先

各自治体の担当課

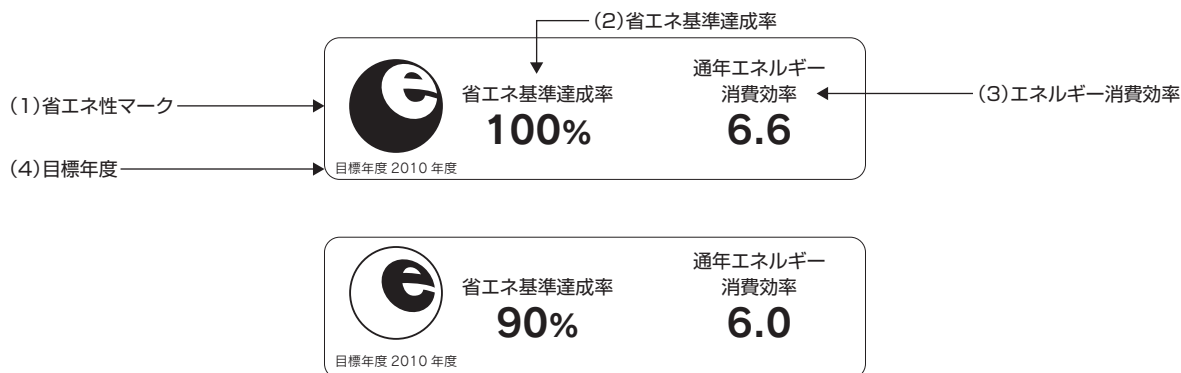
(7) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

① 特定機器の省エネ性能に関する表示

省エネ法では、エネルギーを多く使用する機器を特定機器（2013年現在26品目）として指定し、機器ごとに省エネルギー性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）を設けています。特定機器を一定量以上輸入する業者は、省エネルギー性能を目標年度までに目標基準に適合させるよう努めなければなりません。

また、特定機器（家庭用品品質表示法に規定する家庭用品を除く）については、エネルギー消費効率に関して表示すべき事項が定められています。表示項目及び遵守事項は機器それぞれの告示によって示されますが、主に①エネルギー消費効率及び関連事項、②品名及び形名、③（表示に対して責任を負う）輸入事業者等の氏名または名称、となっています。

省エネラベルの表示例



(注) ・省エネ性マークは、省エネ基準達成率 100 以上の場合は緑色、未達成の場合はオレンジ色で表示。
 ・(2) (3) (4) は省エネ法によって定められている。

【特定機器に指定されているキッチン家電】

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ

■問合せ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

TEL : 03-3591-9726 <http://www.enecho.meti.go.jp>

② 省エネラベリング制度（任意表示）

トップランナー基準が達成された特定機器の普及を促進するために、JIS 規格として省エネラベリング制度が制定されています。任意の制度ですが、国内メーカーのカタログ等で積極的に活用されています。カタログ以外の包装、製品本体、下げ札等への表示も認められています。

省エネラベルは、次の 4 つの情報を示しています。

■参考情報

(一財) 省エネルギーセンターホームページ「省エネラベリング制度」

<http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html>

(8) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家電リサイクル法は、一般家庭等から排出された家電製品（特定家庭用機器）から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減少すると共に資源の有効利用を促進するための法律です。

対象となる家電製品の輸入業者は、

- ・あらかじめ指定した引取場所において、自らが輸入した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引取る。
- ・引取った対象機器の廃棄物について、基準以上の再商品化と熱回収を実施する。また再商品化等と一

体的に行うことが必要かつ適切であるもの（例：冷蔵庫の冷媒用フロン類の回収と再使用または破壊）は、再商品化等と同時に行う。
ことなどが定められています。

【対象となるキッチン家電】

電気冷蔵庫、電気冷凍庫

（注）業務用は対象とならない。

■ 問合せ先

経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課 環境リサイクル室
TEL：03-3501-6944

■ 参考情報

経済産業省ホームページ「家電リサイクル法」
http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/ekade00j.html

(9) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

① 識別マーク表示

日本国内で販売される商品の容器包装については、リサイクルの分別回収のため、識別マークの表示が事業者には義務づけられています。対象となる容器包装は紙製またはプラスチック製で、これらで包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者に表示の義務があります。ただし識別表示が不要な場合がありますので、詳細は下記ホームページでご確認ください。

なお、段ボールについては業界団体の自主表示（全世界共通の「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成された表示）が定められています。

〈紙製容器包装〉



〈プラスチック製容器包装〉



〈段ボール〉



ダンボール

■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課
TEL：03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>
各地方経済産業局 資源エネルギー環境部

■ 参考情報

経済産業省ホームページ「3R 政策>識別表示について」
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>
紙製容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.kami-suisinkyo.org/>
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ <http://www.pprc.gr.jp/>
段ボールリサイクル協議会ホームページ <http://www.danrikyo.jp/>

② 製品含有物質に関する情報提供

資源有効利用促進法で指定される品目の製造事業者及び輸入販売事業者には、当該製品に含有される特定の化学物質に関する情報提供の取組みが求められています。

【対象となるキッチン家電】

電子レンジ、電気冷蔵庫

【特定の化学物質】

鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、ポリブロモビフェニル (PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)

輸入販売事業者は、対象製品に含有される対象物質の管理を行うとともに、含有率基準値を超えて含有される場合は、その情報を機器本体、機器の包装箱（外箱）、カタログ類（取扱説明書、印刷物、ウェブサイトなど）へ表示しなければなりません。

表示の方法は、「JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）」（通称：J-Moss）で規定されています。

また、特定の化学物質が含有率基準値以下の場合などに任意で表示できる「グリーンマーク」が、業界ガイドラインで規定されています。

なお、上記対象製品は、資源有効利用促進法の「指定省資源化製品」（使用済物品等の発生の抑制に取組むべき製品）、「指定再利用促進製品」（製品の仕様・廃棄後に再生資源や再生部品として利用することに取組むべき製品）にも指定されており、輸入販売事業者には環境配慮設計への取組みも求められています。

(JIS C 0950 に基づく義務表示)
6 物質含有あり オレンジマーク



(業界ガイドラインによる任意表示)
6 物質含有なし グリーンマーク



(注) グリーンマークの詳細は、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)日本電機工業会、(一社)日本冷凍空調工業会の3工業会発行の「電気・電子機器の特定の化学物質に関するグリーンマーク表示ライン」を参照のこと。オレンジマークの対象7製品に限定して表示することができる。

■問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

■参考情報

経済産業省ホームページ「製品含有物質の情報提供措置について」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/j-moss.html

(10) Sマーク（任意表示）

Sマークは消費者が安全な電気製品を選ぶ目安として設けられた第三者認証マークです。任意の制度ですが、事業者自らが電気製品の安全性を確認することに加え、さらに公正・中立な第三者による認証を得ることで、より安全性の高い電気製品を輸入していることを消費者・販売業者に示すことができます。第三者認証は、電気用品安全法の登録検査機関を兼ねる4機関が行っています。



(注) Sマークと認証機関のロゴマークを組み合わせて表示

■問合せ先

電気製品認証協議会 TEL : 03-5510-3211

<http://www.s-ninsho.com/index.html>

(11) 家電製品の警告表示（業界自主表示）

(一財)家電製品協会では、「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を作成し、警告表示などに対する基本的な考え方を示しています。これは、日本国内仕様の製品の表示で、製造事業者（販売事業者を含む）による消費者対象の製品説明・取扱い説明に適用されるものですが、業界の自主的ルールとして活用されています。

危害・損害の程度は「危険」「警告」「注意」の3つのレベルに分類され、表示は必ず注意を促す図記号（一般注意図記号）と危害・損害のレベル（危険、警告、注意の用語）を組み合わせて表示します。絵表示やイラストの活用も望ましく、説明文は簡潔明瞭で誤解が生じにくいものとします。

製品本体の警告表示例



■問合せ先

(一財)家電製品協会 TEL : 03-6741-5600 (代)

<http://www.aeha.or.jp>

(12) 工業標準化法の JIS マーク (任意表示)

国に登録された認証機関からの認証を受け、該当 JIS に適合する旨を示す特別な表示として、JIS マークを製品又は包装等に表示できる制度です。キッチン家電に関する製品規格としては、電子レンジ、電気冷蔵庫等があります。

鋳工業品の JIS マーク



■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 認証課

TEL : 03-3501-9473 <http://www.meti.go.jp>

各地方経済産業局地域経済部 JIS 担当課

■ 参考情報

日本工業標準調査会ホームページ

<http://www.jisc.go.jp>

(13) 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

同法は、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的とし、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）の役割分担を定めています。対象となる容器包装（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ガラス製容器、PET ボトル）を使用している製品を輸入販売する事業者は、これらの容器包装を再商品化する義務があります。なお、国、地方公共団体、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が 20 人〈商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業者については、5 人〉以下の事業者）のうち販売額が一定の額に満たないものは再商品化の義務はありません。

■ 問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL : 03-3501-4978 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

TEL : 03-3581-3351 (代) <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/>

■ 参考情報

経済産業省ホームページ 「3R 政策>容器包装リサイクル法」

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/O4/index.html

(公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(14) 特定商取引法 (特定商取引に関する法律)

— 通信販売、インターネット通販、訪問販売等を行う場合

通信販売やインターネット通販、訪問販売等を業として行うために、特に許認可等を受ける必要はありません（酒類など扱う品目によっては、各種許認可が必要な場合があります）が、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため「特定商取引に関する法律の規制」を受けます。6 つの取引類型別（通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）に規制が定められていますので、詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

【通信販売（インターネット通販を含む）における規制】

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の内容は以下のとおりです。インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることになります。

- ・ 広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
- ・ 誇大広告などの禁止
- ・ 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
- ・ 前払い式通信販売の承諾などの通知
- ・ 契約解除に伴う債務不履行の禁止
- ・ 顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止、等

なお、海外の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合も、特定商取引法の対象となります。

■ 問合せ先

経済産業省 各地方経済産業局 消費経済課

■ 参考情報

消費者庁ホームページ「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp>

（15）不正競争防止法

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、同法第2条で定義しています。広く認識されている他社の商品等の表示と同一または類似の表示を使用し、他社の商品と混同させる行為、他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為、商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を提供する行為、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為などが「不正競争行為」として定義されています。

この規制に該当する行為があった場合には、行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等を認め、また不正競争の行為者に対して刑事罰を科しています。

■ 問合せ先

経済産業省 知的財産政策室 TEL：03-3501-3752

■ 参考情報

経済産業省ホームページ「知的財産の適切な保護＞不正競争防止法」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

（16）消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告・公表制度

キッチン家電は、消費生活用製品安全法の定める「消費生活用製品」に該当します。輸入事業者は、自ら輸入した製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、これを一般消費者に適切に提供するよう努めなければなりません。

さらに輸入事業者は、輸入した製品について重大製品事故の発生を知ったときは、知ったときから10

日以内に、当該製品の名称、型式、事故の内容、輸入した数量・販売した数量を消費者庁消費者安全課に報告しなければなりません。企業規模や企業形態を問わず、国内にある全ての消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、事故報告の義務を負います。

消費者庁は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、重大製品事故に係る製品の名称、型式、事故の内容等を記者発表やウェブサイトで一般消費者に公表します。

一方、輸入事業者は事故原因を調査し、必要な場合は製品の回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

■重大製品事故の報告先・問合せ先

消費者庁 消費者安全課

TEL : 03-3507-9204 http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

(17) nite の事故情報収集制度（任意の情報提供）

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」の対象とならない事故事例（製品事故のうち重大製品事故でないもの、製造・輸入事業者以外からの事故情報）については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）の事故情報収集制度の中で情報収集することとし、全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」平成 20.09.17 商局第 1 号）を発し、協力を求めています。

製品事故の報告にあたっては、nite が定める様式に基づき、最寄りの nite 本部または支所へ速やか（目安として事故の発生を知った日から 10 日以内）に報告します。

■問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）

製品安全センター 製品安全技術課

TEL : 06-6942-1114 フリーダイヤル FAX : 0120-23-2529

E-mail : jiko@nite.go.jp

■参考情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）ホームページ「製品安全分野」

<http://www.jiko.nite.go.jp/>

3. 関税制度

商品を輸入する場合は、基本的には関税、消費税がかかります。

関税額 = 課税価格（商品代金 + 保険料 + 輸送料等）× 関税率

消費税額 = （課税価格 + 関税額）× 5%

【関税率】

関税率は、原産国、品目の材質、加工の有無、用途などによって異なり、詳細に定められています。家

電製品の関税は無税です。

- **問合せ先** (税関手続き全般)
税関相談官室 (参照 p. 103)

なお、輸入通関手続きについては、ミプロ作成の「輸入と関税 Q&A」「小口輸入 100 問」等の資料（ミプロホームページよりダウンロード可能です）、税関ホームページのカスタムアンサーをご参照ください。

■ **参考情報**

ミプロホームページ 「資料のご案内 小口輸入」

<http://www.mipro.or.jp/Document>

税関ホームページ 「カスタムアンサー 輸入通関」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/imtsukancontents_jr.htm

主なキッチン家電の関税率

(2014年1月現在)

HS 番号	品 名	税 率					
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠	EPA
8418.21,29	家庭用冷蔵庫（圧縮式のもの、その他）	無税		(無税)			無税
8509.40,80,90	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁または野菜ジュースの搾り機、その他の機器、部分品	無税		(無税)			無税
8516.10	電気式瞬間湯沸かし器等	無税		(無税)			無税
8516.50	マイクロ波オーブン	無税		(無税)			無税
8516.60	オーブン、クッカー、グリル、ロースターなど	無税		(無税)			無税
8516.71	コーヒーメーカー、ティーメーカー	無税		(無税)			無税
8516.72	トースター	無税		(無税)			無税
8516.79,90	その他の家庭用電熱機器、部分品	無税		(無税)			無税

注 1) 上記掲載の税率は、あくまでご参考としてご利用ください。

注 2) 税率は原則として、特惠税率、WTO 協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して採用されます。ただし、特惠税率は対象となる国に原産国であるなどの条件を満たす場合に限り、WTO 協定税率はそれが暫定税率または基本税率より低い場合にのみ適用されます。

注 3) 2013年10月現在、13カ国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）とのEPAが発効しています。

4. 関連団体

- ・ (一財) 家電製品協会 TEL : 03-6741-5600 (代) <http://www.aeha.or.jp>
- ・ (一社) 日本電機工業会 家電部 TEL : 03-3556-5887 <http://www.jema-net.or.jp>
- ・ (公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会 TEL : 03-3591-6023 <http://www.eftc.or.jp>

資料編

1. 器具・容器包装の規格基準

食器、調理器具、食品に使用する容器包装は食品と直接接触して使用することから、その安全性を確保するための規格基準が、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号の第3）にて定められています。

器具・容器包装の規格は以下の3種類に分かれます。

- ・器具及び容器包装又はこれらの原材料一般の規格
- ・器具及び容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
ガラス、陶磁器、ホウロウ引き、合成樹脂、ゴム、金属缶が対象
- ・器具又は容器包装の用途別規格

基準は製造に関して設定されています。

以下では原材料一般の規格、材質別規格、製造基準を掲載しています。

規格基準と試験法の英文についてはジェトロ（日本貿易振興機構）ホームページ「制度関連法規」をご参照ください。⇒ <http://www.jetro.go.jp/world/japan/regulations/>

(1) 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

原 材 料	種 類	規 格
金属	器具	銅、鉛又はこれらの合金が削り取られるおそれのある構造でないこと
	食品に接触する部分に使用するメッキ用スズ	鉛：0.1%以下
	器具・容器包装の食品に接触する部分の製造又は修理に用いる金属	鉛：0.1%以下 アンチモン：5%未満
	器具・容器包装の食品に接触する部分の製造又は修理に用いるハンダ	鉛：0.2%以下
一般	電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極	鉄、アルミニウム、白金、チタンに限る（ただし、食品を流れる電流が微量である場合はステンレスも使用できる）
	器具・容器包装	着色料：化学的合成品にあつては、食品衛生法施行規則別表第1掲載品目（ただし、着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのない場合を除く）
ポリ塩化ビニル	油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具・容器包装	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない（ただし、溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く）
紙（板紙を含む） <small>（平成25年3月12日改正）</small>	紙中の水分又は油分が著しく増加する用途、または長時間の加熱を伴う用途に使用される器具・容器包装	古紙を原材料として用いてはならない。（ただし、紙中の有害な物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く）

(2) 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

ガラス製の器具又は容器包装

種 類		溶 出 試 験				
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格	
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの	加熱調理用器具	カドミウム	常温（暗所）、 24時間	4%酢酸	0.05 μ g/ml以下	
		鉛			0.5 μ g/ml以下	
	加熱調理用器具以外のもの 容量 600ml 未満のもの	カドミウム			0.5 μ g/ml以下	
		鉛			1.5 μ g/ml以下	
	容量 600ml 以上 3L 未満のもの	カドミウム			0.25 μ g/ml以下	
		鉛			0.75 μ g/ml以下	
	容量 3L 以上のもの	カドミウム			0.25 μ g/ml以下	
		鉛			0.5 μ g/ml以下	
	液体を満たすことのできないもの又は液体で満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの				カドミウム	0.7 μ g/cm ² 以下
					鉛	8 μ g/cm ² 以下

陶磁器製の器具又は容器包装

種 類		溶 出 試 験				
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格	
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの	加熱調理用器具	カドミウム	常温（暗所）、 24時間	4%酢酸	0.05 μ g/ml以下	
		鉛			0.5 μ g/ml以下	
	加熱調理用器具以外のもの 容量 1.1L 未満のもの	カドミウム			0.5 μ g/ml以下	
		鉛			2 μ g/ml以下	
	容量 1.1L 以上 3L 未満のもの	カドミウム			0.25 μ g/ml以下	
		鉛			1 μ g/ml以下	
	容量 3L 以上のもの	カドミウム			0.25 μ g/ml以下	
		鉛			0.5 μ g/ml以下	
	液体を満たすことのできないもの又は液体で満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの				カドミウム	0.7 μ g/cm ² 以下
					鉛	8 μ g/cm ² 以下

ホウロウ引きの器具又は容器包装

種 類		溶 出 試 験						
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格			
液体を満たすことのできないもの又は液体で満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの	加熱調理用器具	カドミウム	常温（暗所）、 24 時間	4%酢酸	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下			
		鉛			1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下			
	加熱調理器具以外のもの	カドミウム			0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下			
		鉛			8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下			
液体で満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの	容量3L 以上のもの				常温（暗所）、 24 時間	4%酢酸	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
							1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
	容量3L 未満のもの	加熱調理用器具					カドミウム	0.07 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
							鉛	0.4 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	加熱調理器具以外のもの	カドミウム	0.07 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下					
		鉛	0.8 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下					

合成樹脂の器具又は容器包装

種 類	材質試験	溶 出 試 験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格
合成樹脂一般 (一般規格)	●カドミウム： 100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下 ●鉛：100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	重金属	60℃、 30 分間*1	4%酢酸	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
		KMnO ₄ 消費量*2		水	10 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
フェノール樹脂、 メラミン樹脂又 はユリア樹脂		フェノール	60℃、 30 分間*1	水	5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
		ホルムアルデヒド			不検出
		蒸発残留物	25℃、 1 時間	ヘプタン*3	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$
			60℃、 30 分間	20%エタノール*4	
60℃、 30 分間*1	水*5 4%酢酸*6				
ホルムアルデヒドを製造原料とするもの		ホルムアルデヒド	60℃、 30 分間*1	水	不検出
		蒸発残留物	25℃、 1 時間	ヘプタン*3	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$
			60℃、 30 分間	20%エタノール*4	
			60℃、 30 分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリ塩化ビニル (PVC)	●ジブチルスズ化合物： 50 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下（二塩化ジブチルスズとして） ●クレゾールリン酸エステル： 1mg/g 以下 ●塩化ビニル： 1 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	蒸発残留物	25℃、 1 時間	ヘプタン*3	150 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
			60℃、 30 分間	20%エタノール*4	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
			60℃、 30 分間*1	水*5	
				4%酢酸*6	

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ポリエチレン (PE) 及びポリプロピレン (PP)		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下 (ただし、使用温度が100℃以下の試料にあっては150 µg/ml 以下)
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリスチレン (PS)	●揮発性物質 (スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの合計) : 5 mg/g 以下 ただし、発泡ポリスチレン (熱湯を用いるものに限る) では2 mg/g 以下でスチレン及びエチルベンゼンがそれぞれ1 mg/g 以下	蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	240 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリ塩化ビニリデン (PVDC)	●バリウム : 100 µg/g 以下 ●塩化ビニリデン : 6 µg/g 以下	蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
			60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリエチレンテレフタレート (PET)		アンチモン	60℃、 30分間*1	4%酢酸	0.05 µg/ml 以下
		ゲルマニウム			0.1 µg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
	60℃、 30分間	20%エタノール*4			
	60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6			
ポリメタクリル酸メチル (PMMA)		メタクリル酸メチル	60℃、 30分間	20%エタノール	15 µg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
	60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6			
ナイロン (PA)		カプロラクタム	60℃、 30分間	20%エタノール	15 µg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6				

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ポリメチルペンテン (PMP)		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	120μg/ml以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	30μg/ml以下
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリカーボネート (PC)	<ul style="list-style-type: none"> ●ビスフェノールA (フェノール及び <i>p</i>-tert-ブチルフェノールを含む) : 500 μg/g 以下 ●ジフェニルカーボネート : 500 μg/g 以下 ●アミン類 (トリエチルアミン及びトリブチルアミン) : 1 μg/g 以下 	ビスフェノールA (フェノール及び <i>p</i> -tert-ブチルフェノールを含む)	25℃、1時間	ヘプタン*3	2.5 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリビニルアルコール (PVA)		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリ乳酸 (PLA)		総乳酸	60℃、30分間*1	水	30 μg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	

ゴ ム

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ほ乳器具を除く	<ul style="list-style-type: none"> ●カドミウム : 100 μg/g 以下 ●鉛 : 100 μg/g 以下 ●2-メルカプトイミダゾリン (塩素を含むものに限り) : 不検出 	フェノール	60℃、30分間*1	水	5 μg/ml 以下
		ホルムアルデヒド			不検出
		亜鉛		4%酢酸	15 μg/ml 以下
		重金属			1 μg/ml 以下 (鉛として)
		蒸発残留物		水*7 4%酢酸*6	60 μg/ml 以下
	20%エタノール*3,*4				
ほ乳器具	<ul style="list-style-type: none"> ●カドミウム : 10 μg/g 以下 ●鉛 : 10 μg/g 以下 	フェノール	40℃、24時間	水	5 μg/ml 以下
		ホルムアルデヒド			不検出
		亜鉛		4%酢酸	1 μg/ml 以下
		重金属			1 μg/ml 以下 (鉛として)
		蒸発残留物		水	40 μg/ml 以下

金属缶〔乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く）を内容物とするものを除く〕

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
		ヒ素	60℃、 30分間*1	水*5	0.2μg/ml以下 (As ₂ O ₃ として)
			60℃、 30分間	0.5%クエン酸 溶液*6	
		カドミウム	60℃、 30分間*1	水*5	0.1μg/ml以下
			60℃、 30分間	0.5%クエン酸 溶液*6	
		鉛	60℃、 30分間*1	水*5	0.4μg/ml以下
			60℃、 30分間	0.5%クエン酸 溶液*6	
		フェノール*8	60℃、 30分間*1	水	5μg/ml以下
		ホルムアルデヒド*8			不検出(4μg/ml以下相当)
		蒸発残留物*8	25℃、 1時間	ヘプタン*3、*9	30μg/ml以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
			60℃、 30分間*1	水*5、*10	
			60℃、 30分間	4%酢酸*6	
エピクロルヒドリン*8	25℃、 1時間	ペンタン	0.5μg/ml以下		
塩化ビニル*8	5℃以下、 24時間	エタノール	0.05μg/ml以下		

*1 使用温度が100℃を超える場合は、95℃、30分間

*2 フェノール樹脂、メラミン樹脂及びユリア樹脂を除く

*3 油脂及び脂肪性食品

*4 酒類

*5 pH5を超える食品

*6 pH5以下の食品

*7 pH5を超える食品の容器包装及び器具

*8 合成樹脂で塗装されたものに限る

*9 天然の油脂を主原料とする塗料であって、塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより、缶の内面を塗装した缶を試料とする場合は90μg/ml以下

*10 *9と同様な缶を試料とし、その量が30μg/mlを超える場合は、クロロホルム可溶物量が30μg/ml以下

(3) 器具及び容器包装の製造基準

器具・容器包装の種類	規格
銅製又は銅合金製の器具及び容器包装	食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施されたものに限る（ただし、固有の光沢を有し、さびを有しないものを除く）
器具・容器包装一般	着色料：化学的合成品を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第1掲載品目（ただし、うわぐすり、ガラス又はホウロウへ融和させる方法その他食品に混和するおそれのない方法による場合を除く）
氷菓の紙製、経木製又は金属箔製の容器包装	製造後、殺菌したものに限る
器具・容器包装一般	特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない（ただし、特定牛のせき柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合を除く）
ポリ乳酸製器具及び容器包装	使用温度が40℃を超える場合にはD乳酸含有率が6%を超えるポリ乳酸を使用してはならない（ただし、100℃以下で30分以内又は66℃以下で2時間以内を除く）

2. 検疫所の検査

命令検査	食品衛生法第 26 条に基づき、自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど法違反の可能性が高いと見込まれるものについて、検疫所が輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査。検査対象品目、検査項目、試験品採取の方法、検査の方法は、厚生労働省ホームページに公表。	検体採取・検査：登録検査機関 検査費用：輸入者が負担 検査結果判明まで輸入不可
自主検査	輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査。	検体採取・検査：登録検査機関 検査費用：輸入者が負担 検査結果判明まで輸入不可
モニタリング検査	食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査。	検体採取：検疫所 検査費用：国が負担 検査結果の判明を待たずに輸入可

3. 手続きの迅速化・簡素化のための制度

◎ 貨物到着前に届出をする場合 ⇒ 「事前届出制度」

貨物到着予定日の 7 日前から届出書を受け付けており、検査の必要な物等を除き、貨物到着前または搬入後速やかに届出済証が交付されます。

◎ 同じものを繰り返し輸入する場合 ⇒ 「同一食品等継続輸入制度」

器具・容器包装については、同一製品（製造所、材質、色、製法等が同一であること）を繰り返し輸入する場合、初回の食品等輸入届出書の写しと検査成績書の写し等を提出することによって、検査成績書の発行年月日を問わず、検査結果を受け入れ、その試験成績書に記載された項目について、輸入のつどの検査が省略されます。

（注）ただし、法律改正で検査方法や基準値などが変更になった場合は、あらためて自主検査が必要になります。

◎ 外国で自主検査を実施する場合 ⇒ 「外国公的検査機関の検査結果受け入れ制度」

外国の公的検査機関で事前に検査を受け、その成績書が届出書に添付されている場合は、当該貨物について検疫所における当該検査が省略されます。検査は食品衛生法に基づく試験法で実施することなどの留意点がありますので、詳細は事前に検疫所に確認してください。

「外国公的検査機関リスト」 → 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/5/index.html>

◎ サンプルで実施した試験成績書などを登録して手続きを簡素化する場合 ⇒ 「品目登録制度」

輸入者が継続的に輸入する製品について登録を行い、食品等輸入届出書の記載事項及び輸入者の入出力装置の入力事項を簡素化し、また一定の要件を満たすサンプルで実施した試験成績書を登録すれば、輸入時に試験成績書の添付を省略できる制度です（2009 年 8 月 7 日食安発 0807 第 3 号）。

4. 厚生労働省検疫所 食品等輸入届出受付窓口一覧

(◎印の検疫所には輸入相談室を設置)

検疫所名	住所	電話・FAX 番号	担当区域
◎小樽検疫所	〒047-0007 北海道小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎	0134-32-4304 0134-25-6069	北海道（千歳空港支所の担当区域を除く）
千歳空港支所	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内	0123-45-7007 0123-45-2357	北海道（新千歳空港に限る）
◎仙台検疫所	〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通り 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎	022-367-8102 022-362-3300	青森県、岩手県、宮城県（仙台空港支所の担当区域を除く）、秋田県、山形県、福島県
仙台空港支所	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港新旅客ターミナルビル	022-383-1854 022-383-1856	宮城県（仙台空港に限る）
◎成田空港検疫所	〒282-0021 千葉県成田市駒井野字天並野 2159	0476-32-6741 0476-32-6742	千葉県（成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る）
◎東京検疫所 食品監視課	〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3599-1520 03-5530-2153	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都（東京空港支所の担当区域を除く）、山梨県、長野県
東京検疫所 食品監視第二課	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町 32-5 船橋港湾合同庁舎	0474-37-1381 0474-37-1585	千葉県（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市、市川市に限る）
東京空港支所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-3 羽田空港貨物合同庁舎内	03-6847-9320 03-6847-9321	東京都（東京国際空港に限る）
千葉支所	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-241-6096 043-241-7281	千葉県（成田空港検疫所及び東京検疫所食品監視第二課の担当区域を除く）
川崎支所	〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島 6-10 かわさきファズ物流センター	044-277-0025 044-288-2499	神奈川県（川崎市に限る）
◎横浜検疫所	〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1 横浜第二港湾合同庁舎	045-201-0505 045-212-0640	神奈川県（川崎支所の担当区域を除く）
◎新潟検疫所	〒950-0072 新潟県新潟市中央区竜が島 1-5-4 新潟港湾合同庁舎	025-244-4405 025-241-7404	新潟県
小松空港分室	〒923-0993 石川県小松市浮柳町ヨ 50 番地先 小松空港ターミナル	0761-21-3767 0761-21-3872	富山県、石川県
◎名古屋検疫所	〒455-0045 愛知県名古屋市港区築地町 11-1	052-661-4133 052-655-1808	岐阜県、愛知県（中部空港支所の担当区域を除く）
清水支所	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-4540 054-353-1364	静岡県
中部空港支所	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 中部空港合同庁舎	0569-38-8195 0569-38-8197	愛知県（中部国際空港に限る）

四日市支所	〒 510-0051 三重県四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-3574 059-351-7666	三重県、和歌山県（新宮市及び東牟婁郡に限る）
◎大阪検疫所	〒 552-0021 大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6571-3523 06-6571-3625	福井県、滋賀県、京都府、大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く）、奈良県、和歌山県（四日市支所の担当区域を除く）
◎関西空港検疫所	〒 549-0021 大阪府泉南市泉州空港南 1 関西空港地方合同庁舎	072-455-1290 072-455-1292	大阪府（関西国際空港に限る）
◎神戸検疫所 食品監視課	〒 652-0866 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町 1-1	078-672-9655 078-672-9662	兵庫県（神戸検疫所食品監視第二課の担当区域を除く）、岡山県、徳島県、香川県
神戸検疫所 食品監視第二課	〒 658-0031 兵庫県神戸市東灘区向洋町東 4-16 神戸航空貨物ターミナル	078-857-1671 078-857-1691	兵庫県（神戸市東灘区及び灘区に限る）
◎広島検疫所	〒 734-0011 広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-255-1379 082-254-4984	広島県（広島空港支所の担当区域を除く）、愛媛県、高知県
広島空港支所	〒 729-0416 広島県三原市本郷町 善入寺字平岩 64-31 広島空港ターミナルビル	0848-86-8017 0848-86-8030	広島県（広島空港に限る）
境出張所	〒 684-0034 鳥取県境港市昭和町 9-1 境港港湾合同庁舎	0859-42-3517 0859-42-3613	鳥取県、島根県
◎福岡検疫所	〒 812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎	092-271-5873 092-282-1004	福岡県（門司支所及び福岡空港支所の担当区域を除く）、佐賀県、長崎県（長崎支所の担当区域を除く）、熊本県、大分県
門司支所	〒 801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-2611 093-332-4129	福岡県（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、嘉麻市、宮若市、京都郡及び築上郡に限る）
下関分室	〒 750-0066 山口県下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎	0832-66-1402 0832-66-8145	山口県
福岡空港支所	〒 816-0051 福岡県福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル	092-477-0208 092-477-0209	福岡県（福岡空港に限る）
長崎支所	〒 850-0862 長崎県長崎市出島町 1-36 （長崎税関庁舎内）	095-826-8081 095-826-8099	長崎県（壱岐市及び対馬市を除く）
鹿児島支所	〒 892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町 18-2-31 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-8670 099-223-5297	宮崎県、鹿児島県
◎那覇検疫所	〒 900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-868-4519 098-861-4372	沖縄県（那覇空港支所の担当区域を除く）
那覇空港支所	〒 901-0142 沖縄県那覇市字鏡水 174	098-857-0057 098-859-0032	沖縄県（那覇空港に限る）

5. 税関相談官 問合せ先

	所在地	ホームページアドレス	電話番号
財務省税関		http://www.customs.go.jp/	
函館税関税関相談官	〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4	函館港湾合同庁舎内 http://www.customs.go.jp/hakodate	0138-40-4261
函館税関札幌税関支署	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10	札幌第2合同庁舎内	011-231-1443
東京税関税関相談官室	〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11	東京港湾合同庁舎内 http://www.customs.go.jp/tokyo	03-3529-0700
東京税関成田税関支署	〒282-8603 千葉県成田市古込字古込1-1	成田第2旅客ターミナルビル内	0476-34-2128 ~9
東京外郵出張所	〒136-0075 東京都江東区新砂3-5-14	(日本郵便(株)東京国際郵便局内)	03-5665-3755
横浜税関税関相談官室	〒231-8401 神奈川県横浜市中区新港1-6-2	横浜第1港湾合同庁舎内 http://www.customs.go.jp/yokohama	045-212-6000
横浜税関川崎外郵出張所	〒219-8799 神奈川県川崎市川崎区東扇島88	(日本郵便(株)川崎東郵便局5F)	044-270-5780
名古屋税関税関相談官室	〒455-8535 愛知県名古屋市港区入船2-3-12	http://www.customs.go.jp/nagoya	052-654-4100
中部空港税関支署	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1	中部空港合同庁舎内	0569-38-7600
中部外郵出張所	〒479-0199 愛知県常滑市セントレア3-13-2	(日本郵便(株)中部国際郵便局内)	0569-38-1524
大阪税関税関相談官室	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3	大阪港湾合同庁舎 http://www.customs.go.jp/osaka	06-6576-3001
関西空港税関支署	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1	関西空港地方合同庁舎内	072-455-1600 ~1
大阪外郵出張所	〒549-8799 大阪府泉南市泉州空港南1	(日本郵便(株)大阪国際郵便局3F)	072-455-1850
神戸税関税関相談官室	〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町12-1	http://www.customs.go.jp/kobe	078-333-3100
門司税関税関相談官	〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	門司港湾合同庁舎内 http://www.customs.go.jp/moji	050-3530-8372
福岡空港税関支署	〒812-0005 福岡県福岡市博多区大字上臼井606	福岡空港合同庁舎内	092-477-0101
福岡外郵出張所	〒811-8799 福岡県福岡市東区蒲田4-13-70	(日本郵便(株)新福岡郵便局内)	092-663-6260
長崎税関税関相談官	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36	http://www.customs.go.jp/nagasaki	095-828-8619
沖縄地区税関税関相談官	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1	那覇港湾合同庁舎内 http://www.customs.go.jp/okinawa	098-863-0099

貿易・起業に関するお問合せ先

貿易・起業相談 専用

Tel. 03-3989-5151 FAX. 03-3590-7585

相談時間：平日 午前 10 時 30 分～午後 4 時 30 分

発行：一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）
〒170-8630 東京都豊島区東池袋 3-1-3
ワールドインポートマートビル 6 階
Tel. 03-3971-6571 Fax. 03-3590-7585



mipro

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会



2014年2月
本書の無断転載を禁じます。